にわとり

鋳型を作る工程で、原型の蝋を抜くための窯。温度は 700 度ぐらいまで。1 点作るたびに築く。右に見える民家が母屋。

納屋（アトリエとして使用）の前に置かれたコークス炉。ブロンズを融かして鋳込むのも自分でやってるわけです。

水滴 4 点（硯で墨をするときに水を注ぐ器）

美の工房

笹山　央　工芸評論家

第5回

# 古都に近い田園の中のブロンズ工房　岸野（きしの）　承（しょう）さん

岸野承さんは京都府の南端にある木津川市というところに住んでいます（工房も兼ねる）。昔は山城の国と呼ばれた地域で、奈良市まではもう目と鼻の先です。木津川という河川敷の広々と開けた川が流れていて、平坦でのどかな気分が漂っているような土地柄です。

十数年前、岸野さんは美術大学を卒業してすぐにこの地域の中の、昔からある集落に一軒の農家を見つけて、住みはじめました。昔の農家ですから母屋と納屋または蔵に囲まれた庭があって、私が訪ねたとき、庭の真ん中にレンガを積んだ窯のようなものがありました。説明は写真につけますが、制作の上でこういう窯を築く必要もあって、広い庭のある一軒家を山城の国の一帯に、必ず見つかると信じて探して、そして出会えたのだそうです。

職業を表記する意味でいえば、岸野さんは彫刻家ということになるでしょうか。素材としてはブロンズ、木、粘土、乾漆などを使っています。他方、鋳造の金工品や乾漆の工芸品も作っているので、工芸家と見える側面もあります。彫刻家なのか工芸家なのか判断が迷いますが、当人自身はそのあたりのこだわりはおそらく持ってないと思われます。美術品も工芸品も、この人の中では同価値のものとしてフラットに並んでいるようです。

岸野さんのこだわりは、私の興味からの判断では、むしろ「素材（物質）感の把握」といったようなところにあると思います。それも、ただ「質感に味がある」といったようなことではなくて、「もののかたち」を表すものとしての素材感ということです。素材感ということを造形表現の一環として捉えようとしている、というようなことです。

ブロンズ彫刻で言えば、西洋の本格的な作品とか、日本の一級品とかをご覧になったことのある人なら記憶をお持ちでしょうが、金属素材と言ってもそれはそれで物質感としての重厚さ、確かさ、深みといったものを備えています。ロダンの彫刻にしても、ブロンズ自体がひとつの世界であるというべき物質感と造形とが一体となって、芸術品としての迫力を生み出しているのです。そういった物質感を把握していくためには、技術的にもそれなりに手数をかけた作業が要求されてきます。しかし現代の彫刻家は、そういった手数をかけてブロンズ彫刻を制作するということをほとんどしなくなりました。

岸野さんは逆にそのあたりにこだわっていて、私がその作品に初めて出会った時には、久しぶりに本物のブロンズ彫刻を見せてもらったように思いました。ブロンズが息づき、躍動している、というふうに感じたものです。その躍動感というのは、モチーフである動物たちの生命の躍動感につながっていることは、言うまでもありません。

金属の物質感に生命の躍動を込める

（制作／かたち21）

# 土地家屋調査士

CONTENTS

NO. 615
2008 April

美の工房　工芸評論家●笹山　央

03 「境界問題相談センターぐんま」設立

08 第14回あいち境界シンポジウム報告

11 地籍シンポジウム in 滋賀 2008 報告

14 オンラインによる登記申請の促進

19 情報スクランブル
知識情報の構造化　東京大学大学院工学系研究科　特任助手●大槻　明

20 広報最前線／鹿児島会

22 会長レポート

25 ネットワーク50
山口会・徳島会・東京会

28 世界遺産候補地
錦帯橋と岩国の町割りと土地家屋調査士

31 会務日誌

32 土地家屋調査士名簿の登録関係

33 予告
地理空間情報フォーラム 2008

34 ブロック新人研修修了者　近畿ブロック・九州ブロック・四国ブロック

35 LOOK NOW
「平成19年度第2回全国ブロック協議会長会同」開催

36 公嘱協会情報　Vol.71

37 お知らせ
裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第5条に規定する法務大臣の認証について

38 会員の広場を利活用ください

40 なるほど　ナットク　国民年金基金4
ゆとりある老後のために自分に合った年金設計が可能です

42 土地境界基本実務Ⅴ
「境界鑑定Ⅴ（筆界の特定技法）」発刊のお知らせ

44 ちょうさし俳壇

45 お知らせ
新・土地家屋調査士会館竣工

45 編集後記

巻末付録 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局
土地家屋調査士電子証明書の発行等に係る手続について

表紙写真
「水郷めぐり」
第22回写真コンクール銅賞
松永　寿郎●愛知会

# 「境界問題相談センターぐんま」設立

「境界問題相談センターぐんま」運営委員　　豊岡　弘

## 1．はじめに

群馬土地家屋調査士会の「境界問題相談センターぐんま」が平成20年3月3日に開設しました。

群馬県は全国的な知名度が低く、高校生に群馬県は日本のどの辺りにあるのか？という質問をしても、あまり芳しい答えは返ってこないと思われます。そこで、この場をお借りして、群馬県の宣伝をさせていただきます。群馬県には「上毛かるた」という、戦後、子どもが郷土を愛するようにと作られた群馬県内の名所や群馬に関係する歴史上の人物などを詠んだ「かるた」があります。子どもの頃から育成会などで大会がある為に群馬県出身のほとんどの人が暗記しており、その中の一枚に「つる舞う形の群馬県」という札がありまして、日本地図のほぼ中央で鶴が羽を広げ飛んでいるような形をした県、そこが群馬県です。これを機にお見知りおき願い、お子さんにも話していただければ、何かの時にきっとお役に立てるのではと、群馬県民を代表してお願いする次第です。

つる舞う形の群馬県

さて、その群馬県の群馬土地家屋調査士会も遅ればせながら、平成20年2月22日「境界問題相談センターぐんま」を旗揚げし、記念公演、設立記念式典、祝賀会が行なわれました。全国では29番目なので、他会の皆様にとっては特にニュースなことではありませんが、とりあえず、設立状況をご紹介致します。

## 2．設立に向かって

平成18年5月の定時総会において、センター設立準備委員会〔5名〕を設置する承認をいただきました。当初は平成19年末頃に開設する予定で、この時点ではまだ時間があると思っておりました。まず、埼玉会にて基本的な事項を研修させていただき、一番重要という弁護士会との折衝に入りました。群馬弁護士会の先生方はとても協力的で特に佐々木弁護士には積極的に応援して頂き、平成19年5月10日には弁護士会館において調印式も行なわれ、平成19年の秋に設立という話もとんとん拍子に進みました。ところが、設立日

が決まり、逆算してみると、かなりハードなスケジュールで進めていかないと間に合わず、先行会の見本もあるから大丈夫と考えていた我々は、この時期にきて準備不足ということにも気が付きました。

そこで、19年8月に長野会の会員研修へ3名の準備委員で参加させていただき、当日講師予定の大阪会西田先生と長野会準備委員会の会議にも出席しました。研修では、実際の相談を想定したロールプレイングまで行なっており、準備委員の熱心さに焦りを募らせました。この日は朝早く群馬を出発し、長野でまる一日、研修をし、その日のうちにまた群馬に戻るという行程でした。帰りの電車の中、やれやれと3人でビールを飲みながら談笑しているとそこに「この電車は群馬へは行きませんよ。」という車掌さんの声。なんと電車は上諏訪方面へ。あわてて電車を降り、乗り換えることに。そこはちょうどNHKの風林火山の舞台。主人公と同じ空気を吸えたと思えばいいかと、気を取り直しつつも、今後のADR設立の前途を暗示しているかのようで、ちゃんとレールに乗れるだろうかと一抹の不安を感じた帰り道でした。

続いて、栃木会へ研修に行きました。同会は群馬会と同じような環境や規模であることから、実務的に見習いたいと思いました。多賀谷会長・本島センター長・橋本副センター長には、その後も随分と色々な面でご教示頂きまして、この場でお礼申し上げます。

こうしていよいよ群馬での設立に向けて急ピッチの作業が始まり、吉原準備委員長・渡辺副準備委員長のもと、群馬会顧問弁護士戸所先生、本会の役員及び事務局の協力を得て相談員・調停員の研修活動を進め、なんとか平成20年2月22日の設立式典に間に合わせることができました。また、協力会員から広告の資金援助を受けて新聞広告を全面に掲載し〔参照〕、3月3日無事スタートとなりました。

（第三種郵便物承認）

# 土地トラブル解決へ

## 境界問題相談センター 3日に業務開始

前橋

土地境界をめぐるトラブルの早期解決を目指して群馬土地家屋調査士会（小保方広幸会長）などが主体となった「境界問題相談センターぐんま」が設立され、記念式典が二十二日、前橋市古市町のウェルシティ前橋で開かれた。同市大友町の群馬土地家屋調査士会内に開設、群馬弁護士会（高橋勝男会長）と協力して来月三日から業務を開始する。

土地境界の紛争は従来、裁判所が関与、調停や訴訟で問題の解決にあたってきたが、同センター設置により、簡易な手続きで柔軟、迅速に紛争処理が図れるという。式典で小保方会長は「境界と法律のスペシャリストがしっかり手を組み、県民の権利を守り、安心して暮らせる地域社会の実現を目指すセンターにしたい」と抱負を述べた。

式典に先立って前橋地裁の大橋寛明所長が記念講演。「当事者間の調停には、公正中立な第三者として、よく聴く姿勢が必要。強引な説得では、双方が満足するような結論は得られない。『裁判所がいらない』と言われるような全国の模範となるセンター運営を期待したい」とエールを送った。



設立式典に先立ち講演する大橋前橋地裁所長

上毛新聞　2008年2月23日掲載記事

上毛新聞に掲載された広告

## 3. 記念講演・式典・祝賀会

式典は、平成20年2月22日前橋市内の「ウェルシティ前橋」にて開催しました。

### ①第1部　記念講演

「境界問題とADR」

前橋地方裁判所長　大橋寛明様

この講演は今回の参加者だけではなく、できれば全会員・補助者の皆さんにも聞かせたいような素晴らしい内容でした。その中で特に私の記憶に残っている部分を私なりの解釈でご紹介させていただきます。

> 「境界問題とはどんな問題か。それは人間の動物的本能に根ざす古典的で感情的要素の強い、目に見えない線の発見という解決困難な争いである。」

動物には食物・異性というものに本能的なテリトリーがあり、この本能が人間にも残っており、そのテリトリーが境界である。境界問題はそこに日頃の生活感情が入る観念的なものであるから、解決は難しいということ。隣地に対する日頃の不平不満は立会いの良し悪しに大きく影響するもの。このことは今回のADRだけでなく調査士の日常業務においても充分留

意しておくことであると思います。

> **（平成 13 年司法制度改革審議会意見書）から**
> **多様な紛争解決方法を整備することは、司法を国民に近いものとし、紛争の深刻化を防止する上で大きな意義を有する。ADR が国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢となるように、その拡充、活性化を図っていくべきだろう。**

何事も早期発見・早期処理で解決が早くなる。傷は浅いうちに解決したほうがよく、こじれて深刻化してからでは大事になってしまう。また、ADR が裁判と並ぶということは補助や補足でなく対等ということ。

その他にも勉強になることが沢山あり、全部紹介できないのが残念です。又いつの日かもう一度先生に講演して頂きたいと思っております。

**②第 2 部　式典**
**第 3 部　祝賀会**

式典においては、群馬会の小保方会長、高橋弁護士会会長、横田センター長等の挨拶、来賓の祝辞から始まり、センター長、運営委員会、相談員、調停員の紹介を経て無事に終了。

続く午後 4 時 30 分、祝賀会開始。参加者のほとんどが着席したその時、突然演壇の上の「相談センターぐんま」の看板が大きな音をたてて落ちてきました。一同、何事かと驚きの顔。元には戻せそうにもなく、看板は片付けることになりました。しかし、その会場のざわめきを打ち消すかのような元気な司会者の声で、祝賀会は、すぐ始まりました。まず、矢口副会長より開会の辞の発声、乾杯の挨拶は先ほど記念講演をしてくださった大橋裁判長。「皆様の活動は社会から期待されるものです。看板倒れにならないように。でももうすでに一度看板は倒れましたから、これからは大丈夫ですね。頑張ってください。」と先ほどの看板の落下をフォローするあたたかいご挨拶を頂戴しました。先生には記念講演から祝賀会まで本当にお世話になりました。

その後は、100 時間連続演奏の世界記録をもつ群馬県出身の盲目の電子オルガン演奏者　大島彰氏による演奏です。リクエストによる演奏などもあり、大変素晴らしい演奏でした。途中、小井土会員が演奏に合わせて一曲歌った時には、更に会場が盛り上がったのは言うまでもありません。

最後に大島氏のおまじないをご紹介します。

「やればできる！！かならずできる　できないのはわたしがやるきがないから　いまからやります」

大島　彰氏

## 4. 課題

**①面談の感想**

3 月 3 日より開設し、3 月 26 日の時点で電話は 34 件です。事前無料相談を毎週水曜日の午後 1 時から 4 時に開催していますが、3 月12日 6 件、3 月19日 6 件、3 月26日 3 件とセンター長を中心に忙しく対応しております。しかし、今までの面談において土地家屋調査士の業務がまだまだ国民に知られていないということを今更ながら痛感しました。相談の内容が土地家屋調査士に依頼すれば片付くものが結構あるからです。この ADR センターは境界問題相談ですが、土地家屋調査士の啓蒙の意味も含まれていると思いました。

**②認定調査士の活用と研修**

「相談センターぐんま」が、その機能を充分に発揮し、より充実したものになる為には、ADR を一番理解している認定調査士がセンターの運営業務に積極的に参加しながら定期的な研修を重ね、その経験と技能をどんどん深めていくことが重要です。

しかし、現在の認定調査士の研修・考査は、資格を取得する際の一回だけとなっており、今後は本会による早急なセンター及び認定調査士の研修等の対策が必要と思われます。

## 5. 相談員・調停員候補者研修会

**第 1 回研修会**

日時：平成 19 年 8 月 29 日(水)

講師：群馬土地家屋調査士会顧問弁護士　戸所仁治先生

演題：ADR における専門家倫理、相談員、調停員の面談での心得について

**第 2 回研修会**

日時：平成 19 年 9 月 19 日(水)

講師：境界問題相談センターかながわ運営委員会委員長　馬渡正光先生

演題：相談員、調停員の役割等について

**第 3 回研修会**

日時：平成 19 年 10 月 7 日(日)　(ADR 全般について)

8 日(月)　(ロールプレイング)

講師：愛媛大学法文学部講師　和田直人先生

演題：ADR 全般について・ロールプレー

**第 4 回研修会**

日時：平成 19 年 11 月 8 日(木)

講師：群馬土地家屋調査士会顧問弁護士　戸所仁治先生

演題：ADR における取得時効論・和解契約論について

**第 5 回研修会**

日時：平成 19 年 12 月 11 日(火)

講師：日本メディエーションセンター　田中圭子先生

演題：メディエーション研修

# 第14回あいち境界シンポジウム報告

平成 20 年 2 月 7 日（木）愛知県土地家屋調査士会主催のシンポジウムの報告をいたします。

愛知県土地家屋調査士会でのシンポジウムの歴史は古く、今回で 14 回目の開催でありテーマもその時々の「旬」な話題を選択し積極的に情報を発信しています。

今回は、日調連会報にて執筆していただいた九州大学大学院法学研究院教授七戸克彦先生に基調講演、パネラーをお願いし日調連会報では語られなかった裏話など、報告できないようなお話をいただきました。

今回は、概要のみを報告させていただき、詳細については、愛知県土地家屋調査士会広報部にて講演録を作成中です。5 月上旬をめどに愛知県土地家屋調査士会 HP にて公開いたします。

## あいさつ

**愛知県土地家屋調査士会**
**会長　斉藤　忠**

斉藤会長挨拶

平成 16 年の不動産登記法改正により、私たちを取り巻く環境は大きく変化しました。バブル経済の破綻によりその後の社会の低迷は、小泉首相による「痛みをともなう改革」によりようやく脱したかのように思われます。

都市再生事業により設置された街区基準点の利活用に関する問題、平成 17 年の不動産登記法改正により創設された筆界特定制度は私たちにどのような利潤をもたらすものなのか、調査士 ADR は国民の期待に沿えるような体制なのか、オンライン登記申請の本質などについて、明確になっていない部分について私たちはその使命を理解し、また、これらの事柄が相互に連携している事を私たちは十分理解しているのか分からない事が多いです。

今回のシンポジウムは、昨年日調連会報にて 8 回にわたり連載された九州大学大学院法学研究院教授七戸克彦先生の記事を見直し、その意図する所を直接確かめたく企画いたしました。

## 第一部

### 基調講演

**講師：九州大学大学院法学研究院**
**教授　七戸　克彦氏**

九州大学大学院法学研究院教授　七戸先生

テーマ：
「不動産登記制度の未来」
～あるいは土地家屋調査士の未来について～

基調講演がはじまる前に、七戸先生より「前提確認」として報告者としての「立ち位置」について解説がなされた。

1. 報告者は、河川管理者、利水、環境のどのセクターの代弁者ではない
   - ・報告者は、学者としては、独立系である（御用学者でも、市民運動化でもない）
   - ・報告者は、法律家としては、いずれのセクターからの依頼も受ける。

国土交通省四国地方整備局「第 6 回四国水問題研究会」（平成 20 年 1 月 24 日）七戸資料「河川法の仕組みと河川行政」抜粋

七戸先生の「立ち位置」により、今回講演いただく内容としては、第三者の眼から見た厳しい意見になる事が予想された。

## 平成 16 年新法制定と土地家屋調査士業務

電子申請については、国家戦略として平成 13 年に「5 年以内に世界最先端の IT 国家となる」ことを目標に「e-Japan 戦略」が打ち出された。

電子申請についてみると特許申請(特許庁)、通関手続(財務省)は世界のトップランナーである。しかし、「e-Japan 戦略」実現の最大の足かせになったものは、住基ネット(総務省)と不動産登記の電子化であるとの説明があった。

不動産事務のコンピュータ化については、昭和 47 年からはじまっており当時のコンピュータでは 3 億筆近くある不動産情報を収納する能力がなかったこと、漢字が主要部分であるために入力系で問題があったこと（入力系については、日本語ワードプロセッサの登場により解消に向かう）などの電子化の隘路について、また、昭和 63 年の不動産登記法改正によって紙帳簿から磁気ディスク帳簿への移行（この時点で世界最高レベルのものであった）が行なわれたなど追加の説明があった。

**電子申請について**

第 3 回自民党登記オンライン PT でオンライン申請の阻害要因(国民及び資格者の理解が得られていない、申請の際提供する情報が多すぎる、電子化されていない情報が多いなど）として報告した件については、たいした問題ではなく、今般、法務省が打ち出すオンライン利用促進策に期待しているとの説明がなされた。

## 平成 17 年新法改正と土地家屋調査士業務

地図情報システムの構築については調査士から登記情報システムも含め、改善について積極的に提言するべきであり規則 77 条の例外規定を積極的に利用する事は、不適当であるとの説明があった。

93 条調査報告書の活用において、登記官の実地調査権を全部調査士のものとすれば、ステイタスは上がると思われるので、今後実績を積み重ねる事により、「戦略として」土地家屋調査士の登記官化に期待する。

登記識別情報はあまりにも使い勝手が悪いことが判明している。また、特例方式（いわゆる半ライン)は事実上の「書面申請」であり、登記所にとっても資格者代理人にとっても二度手間であり、この実績をオンライン申請のものとしてカウントする事にやや疑問を感じる。

ドイツ・フランスなど登記においては公証人制度がよく機能しており、資格者代理人への罰則の強化と登記事故に対する無過失全額賠償保険制度（タイトル・インシュアランス）の創設をした上で、資格者代理人の提供する本人確認情報などの電子情報のみで登記ができる制度を戦略として提言すべきであり、ただ単に自己の目先の利便性を追求するのではなく、負担・責任が増えても国民の利益を考えるべきである。

## 平成 18 年法人法改正と土地家屋調査士業務

公嘱協会は公益社団法人もしくは一般社団法人として存続するか解散するか早く方針を決めて、関係省庁とすぐにでも協議を始めるべきだと思われる。もし申請した結果、拒否処分を受けることになっても再申請するだけの時間的余裕が必要である。(移行期間は平成 20 年 12 月 1 日から 5 年間)

## 土地家屋調査士の未来

制度を改善していくためには、若い調査士を増やすべきであり、土地家屋調査士の「少子高齢化対策」・「土地家屋調査士人口増加」は最優先に対応が必要な重要な課題である。近年の受験者数を見ていると、毎年 400 人ペースで減少している。このままのペースで行くと約 25 年で統計上、誰も土地家屋調査士を受験しない状態になってしまう。合格者が 500 名を切るような国家資格の将来は暗く後継者のいない資格には未来がない。

**おわりに**

不動産登記制度の（あるいは土地家屋調査士の）未来のために子守唄を歌ってほしいのですか、それとも AED（自動体外式除細動器）を使用しますか。というメッセージをいただいた。(蘇生の為の電気ショックは時間との勝負ですよ…と)

# 第二部

## パネルディスカッション

**コーディネーター**

**愛知県土地家屋調査士会**
**副会長　茶谷　和裕**

コーディネーター　茶谷副会長

**パネラー**

**九州大学大学院法学研究院教授**
**七戸　克彦氏**

パネラー　七戸先生

**愛知県土地家屋調査士会最高顧問**
**日本土地家屋調査士会連合会名誉会長　　西本　孔昭氏**

パネラー　西本最高顧問

**愛知県土地家屋調査士会**
**会長　　斉藤　忠氏**

パネラー　斉藤会長

パネルディスカッションでは、第一部でいただいた基調講演をもとに、パネラーが自由に意見を述べた。あまりにも「自由」だった為、全ての報告ができない事をお断りいたします。ここでは、各パネラーの主な意見のみ報告いたします。詳細については、愛知県土地家屋調査士会広報部にて講演録を作成中です。5月上旬をめどに愛知県土地家屋調査士会HPにて公開いたします。

パネルディスカッション

**九州大学大学院法学研究院教授**
**七戸　克彦氏**

・今日は成敗されるつもりで来ました。しかし、ただでは成敗されません。
・土地家屋調査士の方は、せっかく作成した地図情報（地積測量図など）を捨ててしまっている。地図情報を売ることをビジネスチャンスとして検討してはどうか。
・土地、筆界に関して弁護士化、登記官化をめざすなど、長期戦略が必要。
・今後、地図情報システムが重要になってくると思われる。登記情報システムも含めて土地家屋調査士のみなさんはシステムの改善に関して、積極的に提言し関与していくべき。
・今日お話を聞いて、土地家屋調査士のみなさんには、戦術はあるが戦略がないと思われる。
制度の改正に関しては司法制度改革の期間中に必要な提言等を行なわなければ、今後改善される機会がない事を認識して欲しい。

**愛知県土地家屋調査士会最高顧問**
**日本土地家屋調査士会連合会名誉会長　　西本　孔昭氏**

・夢を語っていきたい。夢なくしてボランティアはできません。苗木を植えて、下草を刈り、枝を払い、森を育てる努力をしなければならない。これが苦しみで終わらない為にも夢を語っていきたい。
・地図の究極の目標はGISであり、そのために私たちは自前で基準点網を作る必要がある。
・筆界特定もADRも実績を積み重ねていくことが重要である。

**斉藤会長**

・オンライン申請は単なるツールと考えている。
その先に何があるのかが全く分からない状況である。（街区基準点に関しても同様である）

以上、簡単ではありますが、第14回あいち境界シンポジウムの報告をいたします。

シンポジウム終了後、会場内のレストランで開催された懇親会では、各地からお見えになった方々と七戸先生が「パネルディスカッション」並みの意見交換をされていました。

懇親会での七戸先生

（広報部理事　廣瀬　一郎）

# 地籍シンポジウムin滋賀2008 報告

日　時　平成 20 年 2 月 29 日（金）13：00 ～ 17：00
会　場　栗東芸術文化会館［さきら］中ホール
テーマ　高度情報化社会における［産官学の協働体制構築］と［情報共有からの知識創造］

主催者からの開催主旨説明
　本企画においては、地理空間情報活用推進基本法設立を機縁とし、産官学の協働体制構築による情報の円環を実現すること、又、情報共有から産まれる新しい価値観を育て、より良い社会システム・社会インフラを創造していくことを目的としています。

内　容
　第 1 部　基調講演　「高度空間情報社会に向けた地理空間政策への提言」
　　講　　師　東京大学空間情報科学センター　センター長　柴崎亮介氏
　　研究発表　［都市再生街区基準点の活用と産官連携体制の構築］
　　発 表 者　滋賀県土地家屋調査士会法 25 条 2 項委員長　上田忠勝氏

　第 2 部　パネルディスカッション
　　テ ー マ　「地理空間情報の活用と地方自治体、土地家屋調査士（制度）の役割」
　　パネリスト
　　東京大学空間情報科学センター　センター長　柴崎亮介氏
　　日本土地家屋調査士会連合会常任理事（広報部長）　藤木政和氏
　　豊中市建設部土木管理課　課長　柳川正信氏
　　滋賀県土地家屋調査士会法 25 条 2 項委員長　上田忠勝氏
　　コーディネーター
　　日本土地家屋調査士会連合会常任理事（社会事業部長）　山田一博氏
　　アシスタント
　　滋賀県土地家屋調査士会　業務部長　竹内　勉氏

　例年この時期に企画される、滋賀県土地家屋調査士会主催の地籍シンポジウムでありますが、本年は、4 年に 1 度しかない 2 月 29 日に開催されております。（別に深い意味はなく、たまたま会場の都合が良かっただけのことでありますが…）

　会場には本会会員のほか、北海道から九州まで全国各地の土地家屋調査士の皆様や県内官公署職員の皆様そして大津地方法務局登記官の皆様ら約 300 名の参加者が集まり、熱気のこもったシンポジウムとなりました。

滋賀県土地家屋調査士会　中村会長

東京大学空間情報科学センター　センター長　柴崎亮介氏

滋賀県土地家屋調査士会法 25 条 2 項委員長　上田忠勝氏

今回のテーマは、昨年 5 月に制定された［地理空間情報活用推進基本法］を基本に、産官学の連携と、地籍制度の将来について考える…というものであります。

講師には地理空間情報に関する様々な研究会に政府検討委員として参画・ご活躍されている東京大学空間情報科学センター・柴崎亮介教授をお招きし、第 1 部講演として、同法の解説と今後の［高度空間情報化社会］についての展望をお話しいただきました。法の主旨とこれからの社会が求める地理空間情報の活用事例、そのための民間事業者の役割等について詳細に説明いただき、これから土地家屋調査士が専門家として社会に期待されている部分を理解することができたと思います。

又、研究発表として、滋賀県土地家屋調査士会・法 25 条 2 項委員会・上田委員長より、都市再生街区基準点の活用場面における問題提起と解決策の提案があり、インターネットを利用した情報管理システム［LPMS：Location Points Management System］の紹介がありました。インターネットによる情報の共通参照を実現することで、事務の効率化や品質の評価ができること、又、日々変化する現地情報を管理するには、土地家屋調査士という日々現地において情報を取得し、生産している存在が非常に重要な役割であること、自治体との連携体制の必要性など、これからの調査士制度が考えなくてはならない視点での話であったと思います。ちなみに、出演の柴崎氏、柳川氏が異口同音に「25 条 2 項委員会って何？」と質問されていたのが非常に印象的でした。

第 2 部では、パネルディスカッションが行われました。第 1 部の出演者に日調連常任理事・藤木広報部長、基準点を主にした自治体 GIS の先駆けと言える、豊中市・柳川正信氏が加わり、地理空間情報と地籍の現場についての議論が交わされました。

例年、滋賀会主催シンポジウムのディスカッションでは、「筋書きのない議論」をモットーとしておりまして、一応、コーディネーターの日調連常任理事・山田社会事業部長が事前に問い合わせたところ、参加者全員が「筋書きの無い方がおもしろい」と即答されたそうです。しかし、コーディネーターの山田さんとしては、ある程度のシナリオがないと不安であり、アシスタントコーディネータの滋賀会・竹内業務部長と共に、前日までかなりの筋書きを作り込んだらしいのですが、当日は好き勝手に話されるパネリストの前に、ほとんど役に立たなかったそうです。

パネルディスカッション　パネリスト
　東京大学空間情報科学センター　センター長　柴崎亮介氏
　日本土地家屋調査士会連合会常任理事（広報部長）　藤木政和氏
　豊中市建設部土木管理課　課長　柳川正信氏
　滋賀県土地家屋調査士会法 25 条 2 項委員長　上田忠勝氏

パネルディスカッション　コーディネーター
　日本土地家屋調査士会連合会常任理事（社会事業部長）　山田一博氏
アシスタント
　滋賀県土地家屋調査士会　業務部長　竹内　勉氏

ディスカッションでは特に、柴崎、藤木両氏の意見である、「測量の精度」のみに拘るのではなく、「情報の精度」に拘るべきであるというコメントが、これからの土地家屋調査士に与えられたテーマであるように感じました。我々の業務における成果は様々な時代における現地の状況、人間関係、法律体系、測量技術、その他の要素が複雑に絡み合い作られるものであり、一概に数値の比較で優劣を競うような性質のものではないと思われます。様々な時代の情報をいかに整理し、有効に活用していくのか、又、活用できるデータにしていくのか、そういったことを思いながら、あっという間の 120 分でありました。

現在、GIS の導入や各種事業におけるデータの統合管理・活用は現在の自治体、企業組織体において重要な課題となっておりますが、実用場面においては様々な問題を含んでおり、システムの導入が即ち良好な効果を上げるとは限らないのが現状であるのではないかと思われます。

おそらく、現地において最も高密度で精度の高い情報を日々扱っている土地家屋調査士という組織体は、今後、そういった問題を解消するための潤滑油となることができるのではないか…そのような可能性を考えるという主旨での企画でありましたが、研究者である柴崎教授、実務者である自治体代表・柳川氏と土地家屋調査士による意見交換は、今後の実務体制構築に際して、非常に有意義な議論であり、出会いであったように思いました。

（滋賀県土地家屋調査士会業務部　満島弘順）

# オンラインによる登記申請の促進

日本土地家屋調査士会連合会　副会長　下川　健策

## 1　はじめに

まず，平成16年の不動産登記法（以下「法」という。）の改正の経緯をここで改めて振り返ってみることとする。

高度情報化社会への進展をにらみ，平成9年12月「行政情報推進基本計画の改訂について」が閣議決定された。そして，平成12年12月「ミレニアムプロジェクト」において，平成15年度までに行政手続をペーパーレスで行うことができる電子政府の基盤を構築することとされた。このような決定を受けて，内閣に内閣総理大臣を本部長とする高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部いわゆる「IT戦略本部」が設置された。そして，平成13年にe-Japan戦略において，電子化の方針が確認された。これを受けて法務省では，アクションプランを策定し，その中で不動産登記の申請手続を平成16年度中にオンライン化の実現に向けて検討することが明らかにされた。

その後，法務省は，平成15年4月1日オンライン登記申請制度研究会の研究報告書を公表し，パブリックコメントを求めた。そして，その意見を反映した「電子情報処理組織を使用する方法による申請の導入等に伴う不動産登記法の改正に関する担当者骨子案」を公表し，同じくパブリックコメントを求めた。

そして，改正法は，両院の法務委員会・本会議を経て，平成16年6月18日平成16年法律第123号（整備法は124号）として公布され，平成17年3月7日から施行された。なお，両院の法務委員会共，附帯決議がなされた。その内容は，資格者代理人の実務の実態を勘案した事項，「本法の施行状況について不断に検討を加え，改善の必要があるときは，速やかに所要の措置を講ずる」とした改善の示唆を含んだ事項などであった。

この度の改正で，まさに高度情報化社会にふさわしい不動産登記制度の法整備が整うことになったのである。

一方，司法制度改革真只中の平成17年4月13日不動産登記法等の一部を改正する法律が公布され，法の中に筆界特定制度に関する規定が新設されるとともに土地家屋調査士法の一部も改正されたことは記憶に新しい。これらの創設によって，土地家屋調査士には，新しいステージが用意されることとなった。

## 2　自由民主党政務調査会司法制度調査会登記オンラインプロジェクトチームの組成と検討

（新）法に導入されたインターネットを利用したオンラインによる登記申請の利用率は，新法施行後1年数ヶ月を経過しても0.02％と決して好ましい状況ではなかった。また，現場からは，使い勝手が悪いとの声があった。そこで，自民党は，平成19年8月，杉浦正健前法務大臣を座長（事務局長／河野太郎前法務副大臣）とする標記のプロジェクトチームを立ち上げ，早期に問題点を改善し，オンラインによる登記申請を利用しやすくするための検討に入った。

会合には，法務省・日本土地家屋調査士会連合会（以下「日調連」という。）・日本司法書士会連合会・日本弁護士連合会等が参加し，日調連も同会合からのヒアリングを受け，松岡会長自ら意見を述べるとともに改善の要望も行った。

そこでの報告・議論の中で大きな問題点として炙り出された大きなものを挙げれば次の3点である。要約すれば，①オンライン申請に必要な公的個人認証（住民基本台帳カード等）が全くといっていいほど普及していない。②添付書面の電子化が進んでいない。特に，官公署が発行する証明書等の電子化は全く進んでいない。③登記識別情報の取扱いが不便

である。ということになる。

5回におよんだ会合の白熱した議論を踏まえて，平成19年12月5日法務省民事局民事第二課から改正政令(案)が，平成19年12月8日改正省令(案)が「改善策」として，それぞれ公表され，意見募集(パブリックコメント）がされた。そして，その意見も踏まえて平成20年1月11日不動産登記令の一部を改正する政令（平成20年政令第1号）及び不動産登記規則の一部を改正する省令（平成20年法務省令第1号）が公布された。なお，施行日は，附則によって平成20年1月15日とされた。また，同日，法務省民事局長から法務局長・地方法務局長に対して「不動産登記令の一部改正等に伴う登記事務の取扱いについて」の通達（法務省民二第57号）が発せられた。

## 3　主な改善点

①オンラインで登記を申請する場合は，登記令第10条により，申請情報のみならず添付情報もオンラインで送信しなければならない。ところが，2－②のように現時点ですべての添付情報（書類）を送信することは不可能である。そこで今回，オンライン申請においても添付情報が書面に記載されているときは別送方式が認められることとなった。具体的には，依頼者（申請人）が，いまだ遅遅として普及しないいわゆる住基カードを持っていなくてもこれまでと同じ「紙」の委任状がオンライン申請（特例方式として）に使用できることになったのである。ただし，登記識別情報については必ずオンラインで提供しなければならない。これらはまさに飛躍的な改善策といえるだろう。

しかし，この方式は，「恒久的な取扱いとして認められるものではなく，一定期間，特別に認めるものである。」ゆえに，登記令（改正前）の附則に第5条を加え，添付情報の提供方法に関する特則として規定されたのである（附則第5条第1項に「当分の間」と期間が区切られている。)。

②書面による登記識別情報の通知は，申請人の申出により，送付してすることができるようになった(不動産登記規則第63条第3項)。また，登記識別情報の通知を受けるため（職務上請求）の特別の委任を受けた代理人であるときは，登記識別情報の通知はその代理人に対して送付してもらうことができることとなった（不動産登記規則第63条第4項)。

③資格者代理人が登記識別情報に関する証明の請求（土地家屋調査士の業務にあっては，土地の合筆登記，建物の合併登記，建物の合体登記に必要。）をする場合には，代理人の権限を証する情報及び請求人の印鑑に関する証明書又は電子証明書の提供の必要がなくなった(不動産登記規則第68条第7項)。ただし，資格者代理人であることを証するために，日調連が発行した電子証明書又は土地家屋調査士会が発行した職印に関する証明書が必要である（不動産登記規則第68条第14項)。

④登記識別情報を提供することができない正当理由が追加された。

⑤オンライン申請をした場合についても，当分の間，登記識別情報通知書（書面）の交付をうけることができる（不動産登記規則第63条第1項柱書の法務大臣が定める場合)。

## 4　改善策を受けて

法務省民事局民事第二課は，オンライン申請の数値目標を登記申請事件数の10パーセントとしている。現時点（資料「オンライン申請利用状況」参照）では，約6パーセントで推移しているが，これは表示に関する登記と権利に関する登記の合計値であり，表示に関する登記の件数は権利に関する登記の件数と比較すると明らかに低迷しているという現実がある。

明治32年以来，充実・発展を遂げてきた登記制度は，制度創設以来もっぱら書面での申請に限られていた。それが，時代の高度化に追随していくために，社会生活から切り離すことができなくなったインターネットを利用したオンライン申請へと舵が切られたのだ。当然といえば当然だが，あまりにも「紙」に頼ってきた時間が長かったせいか既述のように利用率が芳しくない。他方，オンライン登記申請に適合した社会的環境が整っていない現実がそれに拍車をかけたのだろう。しかし，今回の思い切った改善

## オンライン申請の利用状況について（一週間単位）

○速報値

| | 不動産登記 | 商業・法人登記 |
|---|---|---|
| 1/4～11 | 1,209 | 3,260 |
| 1/15～18 | 6,737 | 2,205 |
| 1/21～25 | 11,213 | 3,029 |
| 1/28～2/1 | 13,909 | 3,640 |
| 2/4～8 | 13,837 | 3,426 |
| 2/12～15 | 11,845 | 2,576 |
| 2/18～22 | 15,728 | 3,167 |
| 2/25～29 | 20,172 | 3,802 |
| 3/3～7 | 16,507 | 4,805 |

※本件数は，システムで把握した件数の速報値です(http://www.moj.go.jp/MINJI/shinsei.html)。

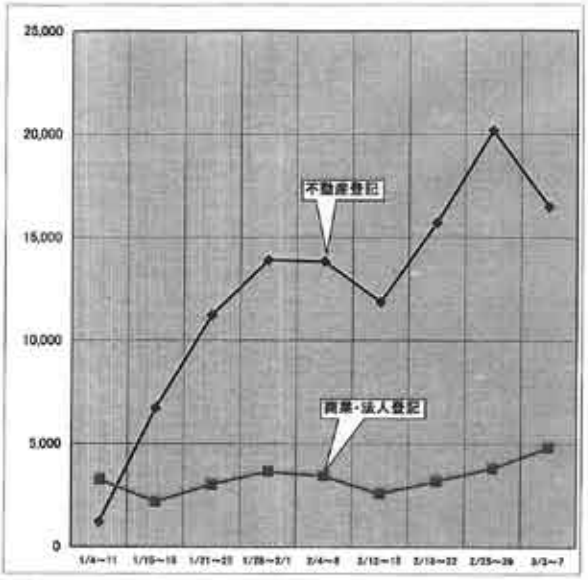


資料「オンライン申請利用状況」
※司法制度調査会登記オンラインプロジェクトチーム第7回会合（H20.3.13）において席上配布された資料の一部を転載

策（一部に異論があることは承知するが）により，一気呵成に普及するものと思われる。「紙」の時代から思えば，晴天の霹靂とも思える電子申請への突入のときがきたが，これまでに経験したことがない画期的なこのような制度を最初から何の障害もなく世に定着させることは容易ではない。要するに，法律が予定したものを登記実務に照らしてみて，問題点を洗い出し，いかに利用しやすい内容に改善していかざるを得ないということである。

（新）法そして今回の登記令・省令の改正を受けて，改めてオンライン申請のメリットをいくつか挙げてみる。①書面申請よりも申請の受け付け時間が長い。②登録免許税等のネットバンキングによる決済で現金（収入印紙）を扱うより簡便である。③書面申請の場合の原本還付の書類作成時間と比してかなりの時間短縮ができる。④補正（あってはならないが）処理のために登記所へ出向く必要がなくなった。などであるが，最大のメリットは，登記令附則第5条の追加によってオンライン申請の手続きが書面と混合することができるようになったことで全ての事件をオンライン申請の対象とすることが可能になったことである。このことで先に述べたように，公的個人認証（住民基本台帳カード等）が国民に普及していない実情を見た場合，実務上，依頼者に負担を強いることなくオンライン申請に移行できるのである。

今回の改正が，オンライン申請への大きな扉を開ける原動力になったことは否めないだろう（しかし，あくまでもこの方式は時限的措置ということを忘れてはならない。）。

日調連では，オンライン申請の入り口となるセットアップに必要な使い勝手のよいソフトを開発し（この会報が手元に届くときには利用できる予定である。）会員の利便に供することとしている。さらに，安価なXML仕様による図面（地積測量図・建物図面等）作成ソフトも開発を進めている。また，オンライン申請のサポートをするために各ブロック協議会に2名の委員を配した「オンライン登記申請促進チーム」を組成し（別図「オンライン促進PT組織図」参照），過日，説明会を開催して申請手順等のサポートもさることながらオンライン申請の必要性を敷衍していただくこともお願いしたところである。

上記のようなシステムの準備等はいわば組織的な動向であるが，それ以外にもオンライン申請には必

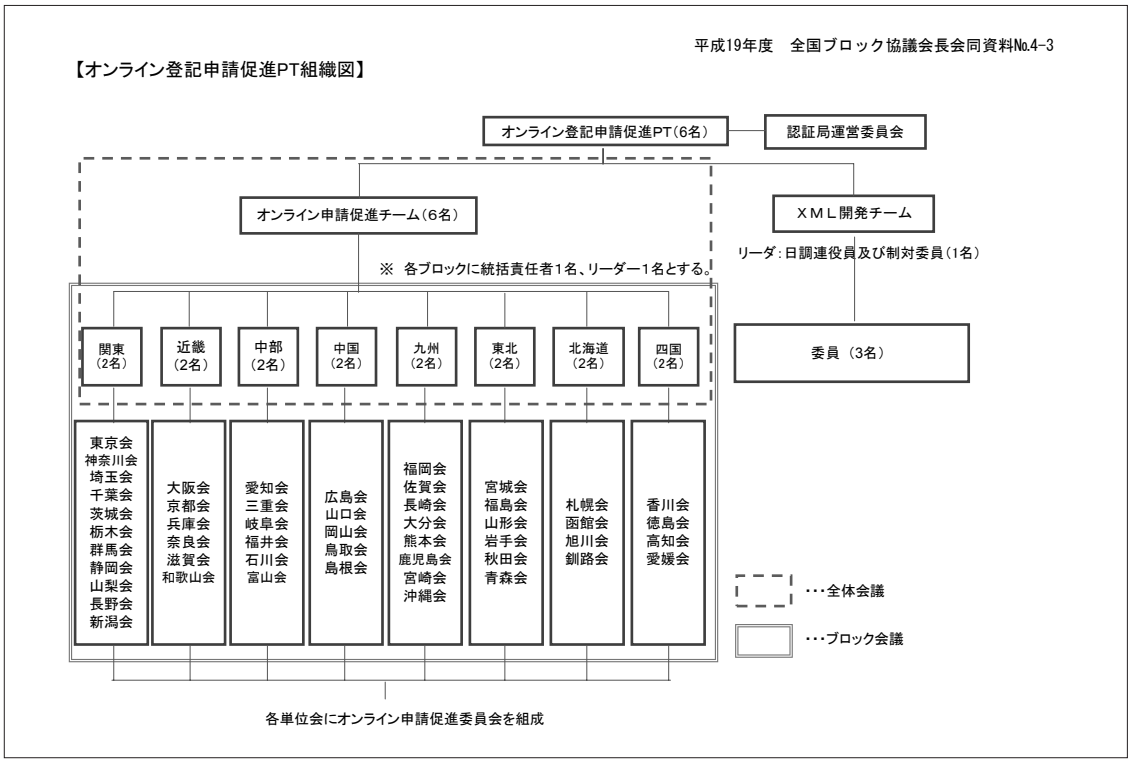


「オンライン促進PT組織図」

要不可欠とされる個々のパソコンの環境，カードリーダライタなどの周辺機材やソフト等の準備も確認していただきたい。周りの環境が整っても，手元の環境が整備されなければオンライン申請は出来ないのである。

また，予てより会報等で毎月案内しているオンライン申請になくてはならない「日本土地家屋調査士会連合会特定認証局」発行の電子認証カード（ICカード）の取得は，率が高いとは言いがたい現状である。このように個々の環境の整備や全会員の認証カード取得をしていくなどのオンライン申請へ向けての認識を各会員が高く持っていただき，早期に1件でも多くの申請をしていただくことが今後の不動産登記のオンライン制度促進につながるものと思っている。

## 5　資格者代理人としての登記申請

（新）法には，高度情報化社会に馴染むようにインターネットを利用したオンラインによる登記申請の制度が導入された。同時に地図についても電子化することが可能になった。ただし，現時点では，登記申請の方法は，法第18条において，オンライン申請と書面による申請の2通りが用意されている。書面申請をやむなく選択せざるを得ない理由は，申請情報・添付情報のすべてを電子化して提供できる社会環境が整っていないからであった。しかし，今回の改正により書面申請を選択する理由はなくなった。また，電子政府実現のためには，近い将来すべての登記申請がオンラインによらなければその実現は困難であることは明白であるといわざるを得ない。

一方，（新）法は，登記事務の処理の効率化等を考え，いわば資格者代理人に優位性を持たせた改正ともとれる。このことは，いかに資格者代理人の活躍に期待がかけられているかにほかならない。と読むべきであろう。そうであるならば，登記制度の一翼を担う国家資格である土地家屋調査士は，政府において計画された方向に向かって努力していく義務が課せられていると考えなければならないのである。

## 6　改正の先に何を見いだすことができるのか

オンラインによる表示に関する登記の最終目標は，資格者代理人（土地家屋調査士）が，今回の改善策に基づき資格者ならではのオンライン申請が登記実務の中で評価され，かつ，社会に定着した暁には，現在のような添付情報（書類）を送信することなく，悲願である調査報告書にその存在等を記載し，電子署名した調査報告書のみを添付情報とすることができるオンライン申請が実現することである。

その過程においては，第一に，現行の業務を通して資格者として密度の濃い業務内容を登記官・依頼者等に提供するなどして社会から揺るぎ無い信頼を得ること。第二に，添付情報なしの調査報告書の内容等についての制度設計をすること。第三に，このことを実現させる裏づけとしてのモラルの滋養となるだろう。

これらを充足させることができれば最終到着点へのゴールもあながち理想論ではないだろう。

## 7　おわりに

現代社会の進歩は多くの分野において歩みを止めることはないといってよいだろう。また，経済取引もインターネットが普及したことでグローバル化が加速しているようである。近年の情報関係の媒体の発展はめざましく，否が応でもコンピュータ等を利用した社会構造へと変化しているようである。このような時代に育ってきた人たちにとっては，このような進展は社会のいわばインフラとして捉えており，何の抵抗もなく生活の中にすばやく取り入れているのである。登記制度のみがその例外であるならば，利用者の評価は決して得られないだろう。

この度，（新）法施行後，出足は遅れたものの現実可能な改善策の法整備が行われたことにより，この改正内容は一気に社会に受け入れられ，法が所期する成果が期待できるものと思っている。ただこのような時期にあって，地図の電子化が遅れていることは悔やまれる。

オンライン申請を促進していくには，何といっても，まずわれわれ資格者が，積極的にオンライン申請を行っていくことである。そして，日調連では，法務省から現時点でできる得る限りの改善策の手当てはなされたが，これから実務の過程で生じるさまざまな問題点を検証し，さらなる改善めざして法務省に改善策を提言していきたいと考えている。幸い，法務省に実務家を交えた研究会も設けられ，期待するところが大きい。

ところで，釈迦に説法になるが，オンライン申請は，あくまで時代の趨勢に順応した申請の手法であって，表示登記の内容そのものをも変えようというものではない。さらに横着な言い方のお許しをいただければ，俗に言う変化についていくために機器・操作等に集中し，本来の調査の内容が薄くならないようにしなければならないということである。さらに現実的には，これまでのような代理人と登記官との直接の会話がめっきり減っていくことが予想される。登記官の心証形成を保っていくためには，なお一層のきめ細やかで専門職として自信をもった業務内容を申請に反映させることがその処方箋となるだろう。加えて言えば，土地家屋調査士のみに許された調査報告書の更なる充実がオンラインによる登記申請の促進，登記事務処理の効率化に直結することは否定できないだろう。

「改革」という言葉は，響きもいいし，一般に受け入れやすい。が，オンライン申請は，その改革にはあたらない。あえていうなら「融合」ではないだろうか。

登記制度の最も重要な基盤を受け持つ土地家屋調査士は，いかなる時代にもその時々の要請に見事に応えていかなければならない。それが何であろうとも。

# 知識情報の構造化

東京大学大学院工学系研究科　特任助手　　大槻　　明

## 1　はじめに

組織活動として知識活動が重要な役割を担いだしている昨今において、組織内の各個々人及び部門に散在する知識情報を全組織横断的に共有・活用することの重要性が増している。しかし、組織活動を行うに比して知識情報は膨大化、細分化及び複雑化の一途をたどるため、その全体像の把握は容易ではなくなり、結果、膨大に蓄積された知識情報は活用されないままになっている。

以上の課題に対応するためには、個別領域における知識情報基盤の充実だけにとどまらず、領域融合型の合理的・体系的な知識情報の構造化モデルの構築が重要である。

## 2　知識情報の構造化

構造化とは、要素と要素の関係性を明らかにすることであり、その関係性には、階層性、因果性、関連性、種似性など様々な種類がある。目的とする知識情報の構造化に応じて相応しい関係性に着目し、組織内に散在する膨大な知識情報を関係づけ、その全体像を把握することにより、知識情報を知的価値、経済的価値、社会的価値、文化的価値に結びつけることが可能となる。この知識情報の構造化を実現する手法例（概要）を次項に述べる。

## 3　知識情報の構造化手法例（概要）

知識情報の構造化の実現例として、自然言語処理技術を援用するとともに、知的方法論の体系化手法を用いて構築する知識情報の構造化とネットワーク型知識基盤の構築と知識誘導システムがある。具体的には、大量のメタデータを処理するために、非巡回有向グラフによるRDF（Resource Description Framework）スキーマを応用する。RDFの構造は、主語（subject）述語（predicate）目的語（object）の3つの要素でリソースに関する関係情報を表現するもので、このトリプルはグラフ理論におけるグラフで表現するものである。RDFを利用することにより、リソースに対して構造的なメタデータを付加することができ、RDFスキーマを用いることでリソースのクラス（rdfs：Class）やリソース間のプロパティ（rdf：Property）を定義することができ、さらに、プロパティの定義域（rdfs：domain）、値域（rdfs：range）及びクラスやプロパティの継承(rdfs: subClassOF, rdfs：subPropertyOF）を定義することができ、これらによりリソース間の継承性や関係性を表現することができる。

## 4　おわりに

今回は知識情報の構造化の一手法例（概要）についてふれたが、このような手法により組織内の各現場で急増する知識情報を収集・分析のうえ構造化し知識統合を図ることにより、知識情報の効率的管理が実現できるのみならず、知識情報の有効活用により新たな知識情報を生み出すことが可能となる。また、その協調サイクルの中で個々の活動の価値が高まる事が期待される。ゆえに、組織において蓄積された知識情報を真に活かすために知識情報の構造化という概念は重要であると考え、今後の動向に期待したい。

## 今、鹿児島が面白い

九州最南端に位置する鹿児島。鹿児島と言えば、さくらじま、西郷どん、温泉、焼酎、黒豚、と連想される方が多いと思いますが、時は今、NHK 大河ドラマ「篤姫」、その篤姫ゆかりの地でもあります。

## 「篤姫」の紹介

篤姫は天保 6（1835）年、今泉島津家の島津忠剛の長女として生まれ、江戸幕府の第 13 代将軍、徳川家定の正室となった女性です。しかし嫁いで、約一年半後に夫を亡くし、篤姫は、若くして未亡人になり、仏門に入り、名を天璋院と改めました。その後、篤姫は 14 代将軍徳川家茂の御台所となった和宮と共に大奥を束ね、明治維新の動乱期には、新政府軍に働きかけ、江戸城無血開城及び徳川家存続のために尽力しました。その後は、徳川宗家を継いだ徳川家達の養育に力を注ぎました。幕末から明治にかけて動乱の中、最後まで自分の正しいと信じる道を、まっすぐに強く生き抜いた、薩摩の心を持ち続けた女性でありました。

---

篤姫に興味のあられる方!!ぜひこの機会に、鹿児島におじゃったもんせ!

雄大な桜島を望みながら、温泉に浸かり、うんまか黒豚料理に舌鼓を打ち、焼酎を嗜むのも、乙なもんでごわす。

## 離島をかかえる鹿児島会は、会報が重要！

会員数、318 名。その会員の約半数が鹿児島市を中心とする鹿児島支部に所属し、あと半数が離島を含む他の支部で占めています。遠方の会員が多いため、総会は、代議員制であり、県会の会員を一堂に会した集まりは、私の知る範囲内では経験がありません。そのために、会員向けの広報活動が、いかに大切なものであるかは言うまでもありません。

「会報かごしま」は、年に 2 回の発行で、内容としては、県会の各部便り、勉強コーナー、会員のひろば、各支部の情報、新入会員の紹介、年男年女特集、境界問題相談センター、公嘱協会、政治連盟などなど、各方面から寄稿頂いたものを編集しております。会報を見て頂きますと、鹿児島の土地家屋調査士に関する情報が広範囲にわたって記載されているのが、お解りいただけると思います。

県会の財政が苦しい中、委員会を開催するのに費用がかかるとのことで、限られた委員だけで委員会を開催致しております。そうすると、意見が偏りはしないだろうかというジレンマに陥りながら、会報の編集を行っています。しかし、より多くの情報を会員に提供するために、我々は、努力を重ねております。

春の桜島

## 鹿児島の郷中（ごじゅう）教育

鹿児島の、良き伝統の一つに、郷中教育なる、士族の子弟教育があります。郷中教育とは、徹底した自主教育が特徴であり、藩士の家格に上下の差はあっても、この制度の下では、全く平等の中で教育が行われました。

この教育の特徴的なものの一つに、年上、年下に関らず、同じ目線で討議できるところにありました。そうすることにより、他人の意見に耳を傾け、いろいろな討議を介して、思考判断することが学べるのです。

会員研修会

自主勉強会

この郷中教育の伝統を生かし、鹿児島会には、入会間もない会員、または経験の浅い会員、筆界特定委員、境界問題相談センターの相談委員等を対象とした、複数の自主勉強会が立ち上げられ、業務の内容や問題点についてはもちろんのこと、これからの土地家屋調査士制度についてなどなど、いろいろな観点から研鑽、議論を重ねています。

平日の夕方や、休日になると、各勉強会には、遠方からも会員が駆けつけ、夜遅くまで古びた司調センタービルから、討論の声が聞こえてきます。これも地道な広報活動ではないでしょうか。

## ボランティア活動を通しての広報

土地家屋調査士の知名度、および業務の明確な内容が、国民に余り理解されていない事実から目を背けることなく、外部へ地道に、広報活動をやっていくことが、基本だと考えます。

年間の広報活動として、「法の日」の新聞広告、テレビのスポットなどを通してのアピール、パンフレット等による告知、ボランティア活動等、方法はいろいろあります。

たとえば、ボランティア活動では、社会奉仕活動として清掃活動。地域のお祭りやイベントなどへの参画・協力。

鹿児島会ならではの、奉仕活動の一つですが、一昨年より、京都大学の地震観測所との共同活動で、活火山である桜島の噴火活動に伴う、地殻変動の観測を、GPS 等を利用して行いました。これは、会員が専門分野を生かした、特色あるボランティア活動でもあり、自然の驚異的な変動を、肌で感じながらの体験型広報活動であります。

この活動は、地元新聞紙面でも報道され、土地家屋調査士の貢献が高く評価され、地域に密着した広報活動の一つであると思います。

TV-CM 原稿

## 広報委員会奮闘記

広報委員会で、いつものことではありますが、これがベストだというものを経験、体感することなく、もどかしさを感じることがあります。昨年、九州ブロック協議会で単位会の広報部長さん方の活動や方策を、全て実践してみたいと感じたのは、私だけでしょうか？しかしながら、ゴールのない道のりだからこそ、やりがいのある活動であるのも事実です。広報活動を行う中で、よく費用対効果のことを問われますが、どこかに、何か良い方策がある筈だと信じて、会員の皆様と一緒に広報活動に、努めていきたいと思います。

最後に、会員の一人一人の自覚と言動こそが、最大で、最強の、広報活動であることを信じて。

鹿児島県土地家屋調査士会
広報部長　福﨑秀一

「法の日」新聞広告

# 会　長 レポート

## 2月16日～3月15日

Report

### 2月16日

**名嘉文芳氏黄綬褒章受章祝賀会**

昨秋の褒章に際し沖縄県土地家屋調査士会元会長の名嘉文芳氏が黄綬褒章受章の栄に浴された。この日午後から那覇市内のホテルで宮城朝光会長はじめ沖縄県土地家屋調査士会の皆さんが発起人となって受章祝賀会が催された。沖縄県下の地籍・地図・境界については、県土がかつての大戦の戦場となったこと、その後のアメリカによる占領の歴史、米軍基地の地籍の問題等により、他県とは異なる様々な問題を内包し、沖縄県土地家屋調査士会についても本土復帰前の昭和40年に設立された琉球土地建物調査士会を母体にしているが、日調連の構成員となったのは本土復帰後という経過がある。名嘉氏は平成元年に調査士会理事に就任、同17年に会長職を退かれるまで、様々な施策を通じて沖縄会の発展と調査士制度の充実に力を尽くされた方。おめでとうございます。

### 18日

**第11回　21世紀問題懇話会セミナー**

自由民主党調査士議員連盟幹事長として土地家屋調査士の制度充実にご尽力をいただいている元内閣官房長官・塩崎恭久衆議院議員が主宰するセミナーが都内のホテルで開催され出席。この日はジャーナリストの田原総一朗氏の基調講演と塩崎先生と田原先生の討論会が企画され、勉強させていただいた。瀬口専務ほか同席。

### 19日

連合会事務局で会務

### 20日

**正副会長会議　ほか**

午後から各副会長、専務、常務、関根・大場・山田の各常任理事と平成20年度の事業計画案と計画に伴う予算案について協議。

終了後国会関係者と意見交換会。

### 21日

**第9回常任理事会**

午前中、予算案、事業計画案についての調整を行う。また、顕彰審査会を開催し、褒章・叙勲の被推薦者を審査。

### 21～22日

**第6回理事会**

年度末を控え、19年度事業の進捗状況の整理、事業予算の執行状況の確認と、20年度事業計画案・予算案について審議。21日は午後7時まで延会して熱心な討議が続けられた。又前日の顕彰審査会で褒章・叙勲の被推薦者とすることを内定した方々についての審査結果を承認。現在大詰めに来ている登記基準点の制度化やCPDの取り組みについても活発な意見が交わされた。

### 25日

**大阪会　名誉役員会**

名誉役員を拝命している大阪土地家屋調査士会が年に一度開催する名誉役員会に出席。市原会長ほか役員の皆さんから大阪会の会務運営の現状や課題についてお聞きした。

### 27日

**不動産登記オンライン申請利用促進協議会(法務省)**

昨年夏からオンライン申請の利用を促進するための方策を検討する自民党オンライン登記申請検討PT（杉浦正健座長）が同党司法制度調査会に置かれた。PTでは、日調連・日司連・日弁連・法務省・経済界等が参画した検討協議を重ねられたが、その結果として1月15日から申請人の公的個人認証制度による電子署名や証明書の添付がなくとも書面を別送方式で提供することなどを骨子とする改善策が実施されている。この日は、法務省が設置した改善策の円滑な実施や今後の運用などをフォローアップするための『不動産登記オンライン申請利用促進協議会』の第1回会合が法務省講堂で開催された。各副会長、専務、常務、オンライン申請PTのみなさんと共に出席し、議論に参加した。法務省では、今後この協議会を常設会議とし、権利の登記と表示の登記のそれぞれの分科会を設置して関係団体

の意見を中心にさらなる利用促進のための改善を目指すこととした。

### 29日

国交省の地籍アドバイザー制度への土地家屋調査士の登用について、推薦の方法などを瀬口専務と打ち合わせ。

### 3月1日

**上野義治氏（司法書士）　黄綬褒章受章祝賀会**

元日本司法書士会連合会副会長で、私とは事務所開設前後からの40年近くご厚誼いただいている上野氏が黄綬褒章を受章され祝賀の会が大阪市内のホテルで開催され出席。上野氏は全国青年司法書士会の設立にも参画された方で保岡興治・元法務大臣、小池信行・民事法務協会長はじめ政界・財界・法曹界・学者など各界から300人余もの出席があり、盛大な祝賀会となった。祝辞の機会をいただいたが、先生と一緒に参加した学会活動としての10数回に及ぶ海外調査や阪神淡路大震災の際の専門職能としての復興支援活動の場での上野先生のご活躍などをお話しさせていただいた。

### 3日

**会務打ち合わせ**

午後から事務局で瀬口専務ほかの皆さんと5日から開催の全国ブロック会長会議に関する打ち合わせと、国交省の地籍アドバイザー制度への対応について協議。

### 4日

**「境界問題解決支援センター長野」設立記念式典**

新幹線で到着した駅前広場のあちらこちらに前夜来の雪が残る長野市で、4月1日にスタートする予定の「境界問題解決支援センター長野」の設立記念式典が開催される。

経済評論家の市川周氏の興味深い基調講演の後、祝賀会に入ったが、日調連ADRセンター委員長を兼ねる小林副会長と共に出席させていただき、長野センターの設立と運営に関して大変にお世話になった長野県弁護士会の石曽根清晃会長ほかのみなさんとも専門家の連携によるADRの意義などについて意見交換させていただいた。

東京駅帰着後、構内の喫茶店でマンション学会の委員の方と担当している論文賞の選考等についての打ち合わせ。

### 5日

**正副会長会議**

### 5～6日

**全国ブロック協議会長会同**

昨年の秋に引き続き、2回目の全国ブロック協議会長会同を開催。岡田恒男・北海道、星貞行・東北、関延之・関東、斉藤忠・中部、安井和男・近畿、内木重治・中国、山本守・四国（岡田潤一郎会長が公務重複のため代理出席）、西龍一郎・九州の各ブロック協議会長の先生方と事業の執行状況、来年度事業計画、会費改定問題など、現下の連合会の取り組みや課題について忌憚のない意見を交換させていただいた。大所高所からの厳しいご指摘や貴重なご示唆を頂き、連合会執行部側の構成員である正副会長、常任理事、専務・常務にとっては教えられることの多い有意義な2日間であった。

### 8日

**愛媛会「ADRフォーラム」及び認証記念祝賀会出席**

本年1月、「境界問題相談センター愛媛」が土地家屋調査士会の設置するADRとしては大阪センターに続いて2番目として、また全国の数多いADRの中でも8番目に、ADR法に基づく法務大臣の認証ADR機関となった。この日はそれを記念して、愛媛会（岡田潤一郎会長）が記念のフォーラムと祝賀会を開催。愛媛会の学術顧問でもある和田直人・愛媛大学講師をコーディネーターに、和田仁孝・早稲田大学・大学院教授、上原裕之・東京家庭裁判所判事はじめ日本のADR界を代表する先生方による基調講演とディスカッションを主軸とした「ADRフォーラム2008――　ADR認証制度のこれからを展望する」をテーマにした企画は、タイムリー且、有意義な内容。市民の参加が多く、単位会の主催するイベントの中でも出色の感がした。

### 9日

**馬渕良一氏黄綬褒章受章祝賀会**

黄綬褒章を受章された馬渕良一氏は連合会の前副会長であり、岐阜会でも数々の要職を歴任された方。

この日は馬渕氏の地元である大垣市のホテルで林千年会長はじめ岐阜県土地家屋調査士会の皆さんのお世話による祝賀会が開催された。棚橋泰文・衆議院議員、野田聖子・衆議院議員はじめ国会・県会の議員先生もたくさん出席され、円満なお人柄と幅広い活躍をされている馬渕氏らしい楽しい祝賀の会となった。役員歴が長いこともあって、連合会の現・元役員も多数招待され、旧交を温める機会にもなった。おめでとうございます。

## 12日

**河井法務副大臣ヒアリング、研修事業に関する打ち合わせ　ほか**

午前　数年来取り組んできたCPD（専門家のための継続的研修）に関し、本格運用に向けて諸規則の整備や運用の細目を協議するため、下川制度対策本部担当副会長、大星研修事業担当副会長、野地研修部長ほかのみなさんとの協議会を開催。

午後　河井克行法務副大臣から法曹養成についての隣接法律専門職団体としての意見を聞きたいとの要請があり、瀬口専務とともに法務省の副大臣室に出向。ADRや筆界特定制度への参画など、紛争解決分野における活動が始まった土地家屋調査士の現状と、課題と考えていることなどについて30分程度お話しさせていただいた。
終了後、連合会に戻りCPD関係の協議に再び参加。

## 13日

**自民党オンライン登記申請PT　ほか**

早朝8時30分から自民党本部で登記オンライン申請検討PTの会議が開催され、日調連オンライン登記申請PTの皆さん、日司連佐藤純通会長ほか司法書士の先生方と共に出席。私からは連合会のオンライン登記申請への取り組みの現状について報告させていただいた。

**法務省と地図整備関係の意見交換会**

午前10時から小川秀樹・法務省民事局民事第二課長、小宮山秀史・同地図企画官、前田幸保・同補佐官にご出席いただき、法14条地図の作成事業についての今後の方向や当面の施策について意見交換をさせていただいた。法務省では、登記所備え付け地図の整備を不動産登記分野における最重要課題と位置づけ、短期・中期・長期のそれぞれの施策の検討を続けておられるが、直近の取り組みとして、地図混乱地域や地図整備を緊急に必要としている地域についてのより綿密な調査を行うとのことであった。土地家屋調査士にとって地図の整備は日常業務と直結する最大の関心事であり、施策の基盤となる実態の調査には積極的に参加させていただくことがとても重要なことであることを改めて認識した。

## 14日

**土地家屋調査士特別研修　集合研修・総合講義**

この日から3日間、各地で特別研修の仕上げともいうべき集合研修と総合講義が各地で開催されている。下川担当副会長ほか担当役員の皆さんと各地の実施状況を注視。

夕刻　大阪市内のホテルで開催の世耕弘成衆議院議員（自民党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟事務局長）の政経セミナーを拝聴。懇親会には安倍晋三・前総理大臣、森喜朗・元総理大臣はじめ多くの国会議員の先生方のほか、世耕議員と中学・高校の同級生とのことでノーベル賞に最も近い学者ともいわれている山中伸弥・京都大学教授もお祝いのスピーチを述べられるなど、盛会となった。志野忠司全国土地家屋調査士政治連盟副会長、世耕先生の地元である和歌山の土地家屋調査士政治連盟の皆さんはじめ近畿各地からの土地家屋調査士が多数出席。

## 15日

**宮信宗弘氏　黄綬褒章受章祝賀会**

昨秋の褒章に際しては土地家屋調査士として貢献された方として5名が受章された。今年に入って、受賞の祝賀会が各地で開催されているが、この日は元兵庫県土地家屋調査士会長としてご活躍された宮信宗弘氏の祝賀会が村上保正会長はじめ兵庫県土地家屋調査士会の皆さんのお世話で市内のホテルで開催された。私も大阪会や近畿ブロックでの会務活動を通じて長らくご厚誼いただいた方で、特に阪神・淡路大震災の被災地復興支援活動や伊能ウオーク事業でご一緒させていただく機会がたくさんあった。近畿各地からの出席者とともに、お祝いさせていただいた。

# 山口会

## 「方位盤の設置についての報告」

社会事業部長　　林　　弘

『会報やまぐち』第98号

日　時　平成19年9月26日(水)
　　午後1時～5時
場　所　山口朝日放送（YAB)、
　　中国電力山口支社
日　時　平成19年10月3日(水)
　　午前10時～12時
場　所　山口放送（KRY)、山口
　　放送住宅展示場
内　容　方位盤の設置

今年度より山口会に社会事業部が新設され当面、業務部と兼任という形で事業を行うことになった。今回、理事会で審議された事業は、乗川良介政治連盟会長のご厚意により方位盤の寄贈をしていただいたので、これを利用して調査士会のPRを行い、また社会貢献も視野に入れ、方位盤の設置をすることとなった。設置場所は、公共施設が望ましかったが実績がないため、それに準じた公共性が高い、人のたくさん集まる場所を選定した。また、設置の了解をとるため、西本会長、乗川政治連盟会長にもご尽力していただき実行が可能になった。方位盤の方位については、磁北でなく真北とすることとした。

設置場所は、山口朝日放送（YAB）は1階のエレベーター前で、中国電力山口支社は1階の中央部で、山口放送（KRY）は展望室の中央部で、山口放送住宅展示場は道路の中間地点に設置した。足を運ばれた際には、是非ご覧ください。設置方法は、GPS、光波測距機を使用し真北方向を測定し設置した。この方位盤は、まだ20枚程度残っているので、支部で測量研修を兼ねて小学校等に設置したり、表示登記の日などのイベントに使用したりアイディア次第で、面白い利用方法が出来ると思うので利用されたい支部は、社会事業部まで、ご一報ください。

山口放送（KRY）展望室

山口朝日放送（YAB）

KRY 徳山総合住宅展示場

中国電力山口支社

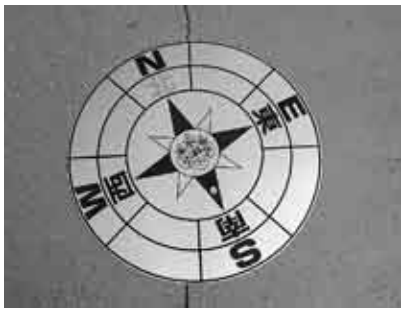


方位盤

# 徳島会

## 「雪とダイコンと地図」

阿南支部　清水　　等

『とくしま地識人』第 102 号

栄えある旭日双光章を受章された阿南支部の高石さん、おめでとうございます。今月 26 日には、その祝賀会が地元の那賀町でおこなわれます。那賀町は平成 17 年 3 月、鷲敷町＋相生町＋上那賀町＋木沢村＋木頭村が合併してできた新しい町です。那賀町旧木頭村での私の体験談をいくつかお話しします。ある年の暮れに高石事務所を訪問したときのことです。この頃、私は大先輩の高石さんから明治の地籍について教えを受けていました。阿南を出たときはごくふつうの曇り空でしたが、阿瀬比峠を越えると鷲敷町は小雨、相生町に入るとみぞれ、上那賀町から雪になりました。「阿南は雨でも鷲敷からは雪」とはよく言われることですが、こんなふうに町ごとに天候が異なるとは思いもよりません。上那賀町出合（道を右にとれば木沢村、左は木頭村へと向かう分かれ道）まで来ると猛烈な吹雪になってしまいました。何とかなるだろうと、たかをくくって木頭村の役場までたどり着きましたが、これ以上どうにもなりません。ハンドルを離し二本の足で走行しましたが、いつもと違った道を行くので方角がわかりません。くるぶしを超すばかりの積雪で、なおも雪は容赦なく降り続きます。道行く人もなく、年の暮れに途方に暮れておりました。そのとき目に飛び込んだのがある店の灯り。扉を開いて道を尋ねたところ、店の奥さんがこころよく出てきてくれました。私は、口頭で案内してもらえるものと思いこんでいましたら、吹雪の中を先に立って事務所の近くまで案内してくださったのです。私は感激しました。これには後日談があって、事務局でその話をしたところ清田（旧姓平野）さんに「それは私の母です。そのようなことを母から聞いたことがあります」とサラッと言われたので、またビックリ。今年もこんな体験をしました。道ばたでおばあさんが大きなダイコンを抜いていたので「立派なダイコンやねー」と言いつつ通り過ぎたら「よかったら持っていきー」という声が追いかけてきて、知らないおばあさんからダイコンを頂いてしまいました。さて、最後は高石さんと 1 日がかりで探しだしたある資料の話です。それは、役場の地下室で埋もれていた木頭西宇の明治期の地図です。正しくは『西宇村下調図』といいます。写真のように広げたところ長辺約 8.8m、短辺約 4.4m の和紙に描かれています。とても大きいので大会議室を借り切りましたが、1 枚の写真にはとても収まりません。38mm 刻みに南北線を鉛筆で引き、境界線・地番・廻り分間の角度距離が記載してありました。縮尺の記載がないのですが、およそ 600 分の 1 に当たることがわかりました。知らせを受けた助役さんが「私は役場に 25 年通ってきたが、このような図面があることをきょう初めて知った」と言われました。話を聞いた総務課の職員さんも総出で見学です。そのうち誰かが「この図面があれば国土調査は…」と言い出して、ひとしきり国土調査の話がはずんだものです。最後に高石さんが次のことを言われました。「われわれの先人が残してくれたこのような貴重な資料を次の時代にも伝えてゆかんでないか。町が合併するのも結構なことだが、それによって貴重な資料が失われたり、行方がわからんようになったんでは困る。皆でして、守ってゆこう」その場で全員が賛同したのはもちろんです。それまで湿っていた図面は、この日乾燥が加えられ、翌日ナフタリンとともに地下室へ戻されたと聞きました。木頭村が合併して早や 3 年になりますが、あの図面は今どうなっているでしょうね。

# 東京会

## 「10間は18.1818メートル」

目黒支部会報協力員　三浦　清美

『とうきょう』第572号

土地家屋調査士法（職責）第二条「土地家屋調査士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通し、公正かつ誠実に業務を行わなければならない。」

法律は、それを守ることができないから、文書にして記録しておくことにしたのでしょうか。

そうだとすると、この第二条が施行されるまでの土地家屋調査士は「気高さや上品さを、いつも保ち続けることはできていない。」また、「業務に関する法律や命令について詳しく知らないし、具体的な仕事を要領よくこなすことができない。」そして、「公平で偏らず、私利私欲を交えず、真心を持って業務を行っていない。」と思われていたから第二条のような規則ができたのでしょうか。

そんなことをふと思った一年もあと1ヶ月となった12月1日、渋谷・目黒支部恒例の合同旅行へ出発しました。天気は快晴で暖かく、車窓から見える紅葉はちょっと遅かったかも知れないけれど、鬼怒川の空気は澄んでいて、東京でホコリまみれになって業務を行っていたことを忘れさせてくれました。

温泉につかった後、美味しい空気の中で腹いっぱい食べ、心地よく酔いながら、渋谷支部の先生と地積測量図についてのお話しになりました。

自分が調査した、昭和39年作製のある地積測量図の二点間の距離が10.000と書かれていました。その隣接地の平成の初めに作製された地積測量図の同じ部分には18.18と書かれていました。43年前の土地家屋調査士はなぜ小数点以下第三位まで記載したのでしょうか。地積測量図が法務局に納められるまでの間に、依頼人とその関係者の間に10.000と記載しなければならない理由が生じたのでしょうか。

平成17年3月7日に不動産登記法が改正されるまでの地積測量図には「地積及ビ求積ノ方法ヲ記載シタルモノナルコトヲ要ス」と「筆界ニ境界標アルトキハ之ヲ（中略）記載スベシ」という規則でした。その当時は、点間距離は記載事項ではなかったのです。それなのに作製者はあえて点間距離を10.000と記載しました。

墨を使って表した「点」と「線」と「数字」。そこには、それで表しきれなかったいくつもの作製者の想いがあり、数十年後の我々にその想いが伝わることを願ったのだと思います。

そんなことを酔っぱらいながらお話ししていると、渋谷の先生にも昔そんな想いがあったことを聞かせていただきました。

法務局に保管されている枯れ色になった地積測量図から、できるだけ多くの想いを汲み取れるようにしたいと自分は思いました。

今では、改正不動産登記法により地積測量図には「基本三角点に基づく測量成果による筆界点の座標値」を新たに加えることになりました。この記載から一境界点を一つの座標値で表すようにということなのでしょうか。すると点間距離は1ミリ単位で決められてしまいます。

我々はこの規則に従って業務を行っていかなければなりません。そうすると一つの境界点にどんな座標値を与えればよいか、悩むことになるでしょう。

さて、これから法務局に保管してもらう我々の地積測量図は、数十年後どんなふうに解釈してもらえるのでしょうか。

# 錦帯橋と岩国の町割りと土地家屋調査士

山口県土地家屋調査士会　　浦井　義明

立ち寄った小さな街の景色がいつまでも心に残ることがあります。吉備路を散策したときの日没時の国分寺五重の塔、奈良明日香村の森と民家の遠望、早朝の小樽運河の雪景色等忘れがたいものです。あまり近くにあるので、時としてその素晴らしさを忘れそうになりますが、私の郷里の錦帯橋は、現存する木造橋で世界最長の橋脚のない「アーチ橋」で、世界に類のない、世界唯一と言ってよい日本の宝です。

## 錦帯橋と調査士会

山口県土地家屋調査士会では、平成14年に、県内各支部会員、補助者並びにその家族ら約120人が参加して、錦帯橋を中心とした郷土の歴史と文化を学ぶ「史跡巡り」を開催しました。（平成14年連合会報11月号をご覧ください。）

今回は、単に木造建築物としての錦帯橋のみではなく、錦帯橋を中心にして周辺エリアの町並を含めて世界文化遺産の登録を目指している「錦帯橋と岩国の町割り」を紹介します。

山口県土地家屋調査士会の幟とともに渡橋する山口会会員

錦帯橋を世界遺産に

## 世界文化遺産

錦帯橋の名の由来は、明の帰化僧独立（どくりゅう）の故郷杭州（現在の中国浙江省）の西湖にある石橋の情景が、あたかも錦の帯のような美しい風景で「錦帯」と呼ばれているのに肖って名付けられたと言われています。

世界文化遺産登録へ向けて、錦帯橋の持つ最大の価値は、その「用と美」が極限まで追求され兼ね備わっているところにあると思います。

洪水時の激流を考慮して、4つの橋台の形は微調整をして、それぞれ同じではありません。釘を1本も使っていないので、橋の真ん中の部材を抜くと（戦略上）橋全体が崩れ落ちるように組み立てられているといわれ、また反り上がった固くなった焼き餅は上から押しても相当の強度があるので、これをヒントに反り橋の設計がなされたという俗説もあります。

最初の橋は、翌年洪水で流失し1674年に再建の普請が始まりました。以後流出や破損の都度、築造や補強技術、用材確保のための植林、部材の再利用等工夫を凝らし、創建以来350年間定期的な掛け替え工事を行い、架橋技術が現在に伝承されています。

その複雑な工程を橋の下の河原から見ることができますが、上流に堤防がなかった時代の地震や台風、洪水に耐える頑強な構造に目を見張ります。また連続する木組みの様は芸術的とさえ言え、何時見ても橋の完成された美しさに圧倒されます。数百年人間の手が入っていない自然林のお城山を背景に、春には桜を透かしてはんなりと、夏は清流の中にくっきりと、秋はお城山の紅葉を背にあでやかに、冬は一面銀世界の中に森閑として存在しています。

それからもう一つ、私のお薦めの錦帯橋の鑑賞法は、毎年6月か

ら8月まで、錦帯橋上流の錦川で、夏の風物詩、約370年前を起源とする伝統漁法「鵜飼い」が行われていますが、是非鵜飼舟に乗ってみてください。うっすらと靄がかかった夜、かがり火に照らされた錦帯橋が河面から浮き上がったように現れる様は幽玄なことこの上なく、その美しいこと。必見です。

誠に、橋としての機能と姿の美しさが備わった他にない希有な建造物であります。

## 城下町の造営と錦帯橋

次に岩国の町割りを紹介します。町割りというのは今で云えば区画整理、用途地域の指定と考えてください。岩国市は、気象条件が大変よいところです。ロープウエーでお城山に登れば、錦川に架かる錦帯橋をはじめ岩国市街、遠くは広大な敷地の米軍基地、遙か向こうに瀬戸内海の小島も見渡せます。

岩国藩主吉川広嘉は、関ヶ原の戦いでは西軍毛利元就側につきました。慶長5年（1600年）吉川は密かに、藩の将来と臣民のため、徳川方と和議を結びました。錦帯橋付近の町割りは、横山地区と錦見地区で、戦国時代の名残を色濃く留めた城下町を形成しています。両地区を結ぶためには、洪水でも流れない、半永久的な架橋が必要であり切望されていました。

お城山岩国城から見た錦帯橋

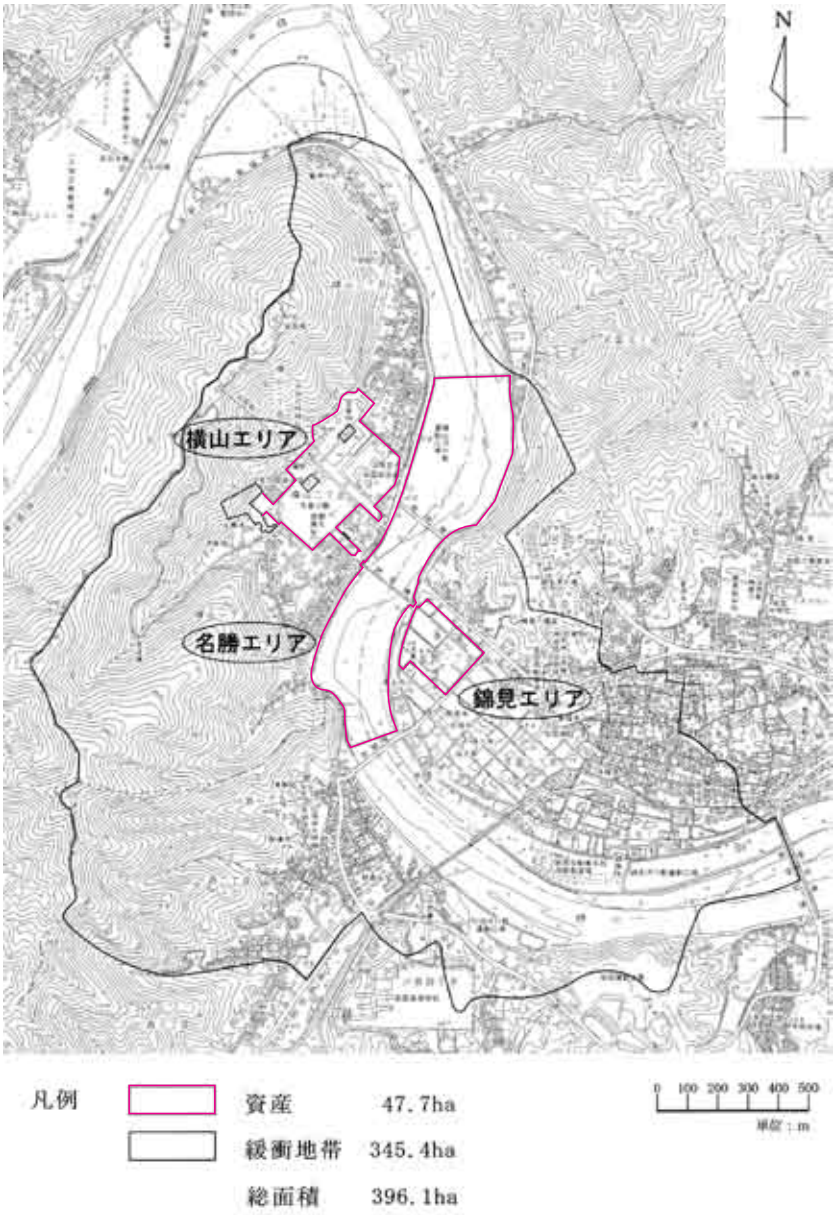


コアゾーン及びバッファゾーン位置図

横山地区は、北に山頂岩国城が位置し、その麓に上級武士が居住する地区です。地区内には、武家屋敷、岩国藩家老門、吉川家の墓所等々があり、現在は吉香公園としてお堀が巡る閑静な処となっています。錦川は県内最大の河川で戦略上、天然の外堀の機能をもっていたのです。

錦見地区は、錦川を見る地区とも解せます。中、下級武士が居住し、鍛冶屋町、魚町、鉄砲町等の町名があり活況を呈した商人の町です。昔の町屋など伝統的建物群がある錦見地区から錦帯橋に至る道は大名小路ともいいます。

錦帯橋は、城門橋としての機能と、上級武士の住む横山地区、下

借景岩国城と幟を立てて着物姿で行進する山口会員

級武士並びに商人の町錦見地区を結ぶ生活道でもありました。

## 世界文化遺産への道のり

以上紹介させて頂いた「錦帯橋と岩国の町割り」を、岩国市では官民挙げて世界遺産へと運動しています。世界遺産の中には、保護してゆかなければならない遺産として遺跡そのものだけが登録されているものと、例えば、イタリアのフェレンツエ歴史地区、イギリスエディンバラの旧市街、白川郷・五箇山の合掌造り集落など、遺跡や歴史的建造物とともにその周囲の町並みを世界遺産に登録している処も少なくありません。日本の文化遺産は、木造建築が中心で全登録数に対する木造建築の割合は世界屈指です。寺院とは違う、木造橋を中心とした歴史的街区として是非登録されたく思います。

登録への道のりはなかなか険しいものです。私見を申しあげると、改善するところが多々あります。私たちは忙しく、世界遺産などの観光地に直ちに行けるような利便性を云々しますが、求めるものは少し苦労してたどり着かないと本当の邂逅にはなりません。山に登る人、八十八箇所を巡る人、辿り着いたときの感激はその労苦に比例します。そういう意味では、橋のすぐたもとにバス停やタクシー乗り場があるのは興ざめで、高齢者や身障者に配慮しなければいけませんが、もう少し工夫があってよいのではないかと考えます。町割りの小路を散策していると、徐々に心が日常の雑事から解放され、江戸の昔にタイムスリップしたかのような気持ちになってゆきます。しばらくして目の前に錦帯橋の全景が現れると、皆一様に感嘆するのではないでしょうか。

## 錦帯橋世界文化遺産へ会員の活躍

岩国藩鉄砲隊に属する中島順一岩国支部長は、錦帯橋の河原で、歴史的に価値のある本物の火縄銃を担いで、歴史絵巻のような鎧に身を包み、火縄銃を大音響とともに発砲して観光客を楽しませています。春には錦帯橋の上流で、針に餌を付けずに鮎を引っかける「鮎かけ」に勤しんでいます。自分で食することはなく、その合間には日本古来の篠笛を川面に響き渡らせています。

地元の観光ボランティア団体岩国厳流会に属している浦井義明は、長髪をチョンマゲに結い、袴姿の和装で時には大小刀を腰に差し、錦帯橋に出没しています。橋上では、錦帯橋に関する江戸時代初期の想像図、髷姿の商人が写っている明治初期の写真から、「流失しない橋」として築造された錦帯橋が、昭和25年のキジア台風で流失するまでの貴重な写真集数百枚を紙（写真）芝居にして、行き交う観光客に錦帯橋の由来から説明しております。錦帯橋の桜で燻した女竹で自作の篠笛を奏でながら。

この夏、岩国に来られましたら、世界遺産登録に向けて精力的にボランティア活動している土地家屋調査士に遭遇できるかもしれません。

## 会務日誌　2月16日～3月16日

### 2月

#### 20日

第4回広報部会（全体会議）
＜協議事項＞
1. 平成20年度広報部事業計画（案）及び予算（案）について
2. 平成20年度広報部事業について
3. 「地理空間情報フォーラム2008」について
4. 会報について
5. 後継者育成事業について
6. その他
7. 次回会議の日程について

#### 21日

第9回常任理事会
＜協議事項＞
1. 予算の流用について
2. 平成20年度事業方針大綱（案）並びに各部事業計画（案）及び同予算（案）について
3. 平成19年度第2回全国ブロック協議会長会同の対応について
4. その他

#### 21～22日

第6回理事会
＜審議事項＞
1. 平成20年秋の叙勲、黄綬褒章受章候補者の推薦について
2. 戸籍謄本等職務上請求書取扱管理規程モデル及び連合会情報公開に関する規則の一部改正について
3. 日調連会則施行規則の一部改正（案）について
4. 日調連会則の一部改正（案）について
5. 予算の流用について

＜協議事項＞
1. 連合会会費の改定について
2. 土地家屋調査士会館賃貸借契約と予算措置について
3. 平成20年度事業方針大綱（案）並びに各部事業計画（案）及び同予算（案）について
4. 平成19年度第2回全国ブロック協議会長会同の対応について
5. その他

第6回理事会業務監査

#### 22日

第6回財務部会
＜協議事項＞
1. 平成20年度連合会一般会計予算（案）及び特別会計予算（案）について
2. 連合会会費改定の検討について
3. 海外旅費規程について
4. その他

#### 26～27日

第6回研修部会
＜協議事項＞
1. 平成19年度事業の執行状況について
2. 平成20年度への継続事業及び事業執行計画について
3. 第4回土地家屋調査士特別研修について
4. その他

#### 29日

筆界特定制度対応PT（第2次筆特PT）
＜協議事項＞
筆界特定制度改善に向けた具体的な推進策について

### 3月

#### 5～6日

平成19年度第2回ブロック協議会長会同
＜協議事項＞
1. 平成20年度事業方針大綱（案）について
2. 平成20年度事業計画（案）及び同予算（案）について
3. 第65回定時総会提出議案等について
4. その他、意見交換

#### 10日

第7回広報部編集会議（電子会議）
＜協議事項＞
1. 会報について
2. その他
3. 次回会議の日程について

#### 11～12日

平成19年度一般会計及び特別会計の年度末監査会

#### 11～12日

第2回共済会幹事会
＜協議議題＞
1. 平成19年度共済会の予算執行状況について
2. 平成20年度の共済会事業について

#### 14～16日

第3回土地家屋調査士特別研修 集合研修・総合講義

# 土地家屋調査士名簿の登録関係

## 登録者は次のとおりです。

平成 20 年 2 月 1 日付

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 東京 | 7481 | 栗田　宗広 | 東京 | 7482 | 西　寿恵 |
| 神奈川 | 2793 | 溝呂木嘉彦 | 神奈川 | 2794 | 初瀬　圭 |
| 神奈川 | 2795 | 平田　義昭 | 埼玉 | 2404 | 岩田　幸子 |
| 埼玉 | 2405 | 林　武志 | 埼玉 | 2406 | 尾上　一吉 |
| 埼玉 | 2407 | 木村裕一郎 | 埼玉 | 2408 | 青木　将人 |
| 千葉 | 2025 | 田中　聡明 | 茨城 | 1380 | 坂本　親信 |
| 栃木 | 874 | 山野邉義光 | 栃木 | 875 | 三瓶　尊敏 |
| 静岡 | 1649 | 市川　貴規 | 静岡 | 1650 | 園田　稔広 |
| 長野 | 2528 | 立野　裕紀 | 新潟 | 2139 | 青柳　潤 |
| 大阪 | 3021 | 島田　勝司 | 大阪 | 3022 | 谷原　誠 |
| 大阪 | 3023 | 大野いくみ | 京都 | 791 | 清水　建宏 |
| 奈良 | 395 | 中窪　祥文 | 奈良 | 396 | 藤田　利幸 |
| 愛知 | 2662 | 稲葉　貴文 | 岐阜 | 1182 | 中井　征樹 |
| 岐阜 | 1183 | 安藤　一也 | 富山 | 482 | 澤田　健 |
| 福岡 | 2128 | 林　英治 | 福岡 | 2129 | 白水　卓治 |
| 長崎 | 752 | 田川　康 | 熊本 | 1149 | 水野慎太郎 |
| 鹿児島 | 1007 | 迫田　圭介 | 鹿児島 | 1008 | 榮薗　充 |
| 福島 | 1430 | 坂本　洋一 | 岩手 | 1113 | 佐々木敦之 |
| 香川 | 672 | 川田　義行 | | | |

平成 20 年 2 月 12 日付

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 東京 | 7483 | 鎌田　誠 | 東京 | 7484 | 山田　高志 |
| 神奈川 | 2796 | 工藤　剛 | 埼玉 | 2409 | 浅井　健 |
| 埼玉 | 2410 | 松野　茂樹 | 千葉 | 2027 | 塚本健太郎 |
| 千葉 | 2028 | 星澤　正幸 | 茨城 | 1381 | 寺内　良征 |
| 群馬 | 981 | 角田　卓也 | 静岡 | 1651 | 山田　泰広 |
| 京都 | 792 | 山﨑　春樹 | 愛知 | 2663 | 田中　友浩 |
| 岐阜 | 1184 | 野原　恒雄 | 山口 | 923 | 吉村　憲和 |
| 山口 | 924 | 藤井　充弘 | 岡山 | 1321 | 中野　哲理 |
| 岩手 | 1114 | 池元　倫雄 | | | |

平成 20 年 2 月 20 日付

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 東京 | 7485 | 榎林　年洋 | 東京 | 7486 | 吉田　清 |
| 埼玉 | 2411 | 木村　央昌 | 埼玉 | 2412 | 髙橋　輝 |
| 新潟 | 2140 | 髙野　信平 | 京都 | 793 | 波多野善士 |
| 秋田 | 1011 | 加藤　巧寛 | 香川 | 673 | 山上　武志 |

## 登録取消し者は次のとおりです。

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 平成 19 年 12 月 14 日付 | 東京 | 3048 | 清原　善彦 | | |
| 平成 19 年 12 月 15 日付 | 東京 | 1045 | 小池　一雄 | | |
| 平成 19 年 12 月 17 日付 | 和歌山 | 66 | 松尾　昌芳 | | |
| 平成 19 年 12 月 26 日付 | 三重 | 520 | 鈴木　穣 | | |
| 平成 19 年 12 月 29 日付 | 青森 | 174 | 澤口新太郎 | | |
| 平成 20 年 1 月 3 日付 | 千葉 | 1850 | 坂本　圓平 | | |
| 平成 20 年 1 月 4 日付 | 岡山 | 466 | 高山　高徳 | | |
| 平成 20 年 1 月 6 日付 | 函館 | 167 | 古仲　敏夫 | | |
| 平成 20 年 1 月 19 日付 | 東京 | 4210 | 小菅　武 | | |

平成 20 年 2 月 1 日付

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 神奈川 | 2404 | 市川　岩美 | 静岡 | 991 | 大橋　英夫 |
| 長野 | 2248 | 両角　勝宣 | 大阪 | 1499 | 南野　忠夫 |
| 大阪 | 1693 | 小林　健敏 | 大阪 | 1978 | 島田　淳二 |
| 兵庫 | 1253 | 辻　勝文 | 兵庫 | 1889 | 横山誠二郎 |
| 岐阜 | 684 | 富樫孝次郎 | 熊本 | 1028 | 平井　隆二 |
| 宮崎 | 529 | 友井　唯光 | 福島 | 1019 | 吉原　勝次 |

平成 20 年 2 月 12 日付

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 神奈川 | 1470 | 林　富士雄 | 長野 | 2507 | 髙橋　昭吾 |
| 新潟 | 444 | 髙橋　常利 | 石川 | 168 | 西盛　秀二 |
| 石川 | 513 | 向江　民部 | 広島 | 1270 | 金盛　輝正 |
| 熊本 | 868 | 福岡　修司 | 鹿児島 | 287 | 迫　哲郎 |
| 福島 | 1110 | 渡辺　五郎 | 香川 | 393 | 宮嶋　昭八 |
| 高知 | 521 | 高田　禎 | | | |

平成 20 年 2 月 20 日付

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 東京 | 2370 | 吉澤　三郎 | 新潟 | 498 | 布施　重雄 |
| 大阪 | 27 | 横山　進 | 大阪 | 1078 | 沼間　一 |
| 大分 | 457 | 増田　君子 | 熊本 | 825 | 鎌田　壮平 |
| 宮城 | 483 | 及川　徳雄 | | | |

入場無料

予告 Geoinformation Forum Japan 2008

# 地理空間情報フォーラム2008

## —拡がる測量の世界—

（旧 全国測量技術大会）

測量・調査，設計・CAD・CALS，地理空間情報・GIS，位置情報・衛星測位・GPS，
建設コンサルタント，3次元計測，リモートセンシング関連のわが国最大規模の技術の祭典

**2008年 6 月 18 日(水) 19 日(木) 20 日(金) パシフィコ横浜**

## ■地理空間情報システム展

—測量設計の更なる発展へ向けて—

機器・システム・ソフトウエア・データ・器具・材料の新製品・
新技術の展示とベンダーフォーラム（出展数見込み　80社）

※土地家屋調査士が，出展する予定です。

## ■シンポジウム・技術発表会等

13テーマの講演会やシンポジウム，6つの技術発表会

6月18日には日本土地家屋調査士会連合会が企画するプログラムが行われます。
①表示登記制度研究発表会「地籍情報の生産現場—登記測量の視点から—」
②パネルディスカッション「新たな登記表題部情報整備—日本の地籍を語る—」

### 全体スケジュール（予定）

※このスケジュールおよび表題は予定であり，今後，変わる可能性があります。

| | | アネックスホール F201・202 | | アネックスホール F203・204 | アネックスホール F205・206 | 展示ホールD |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 6月18日(水) | 午前 | 開会式 | | ■表示登記制度研究発表会 | ■測量調査技術発表会<br>●安全・安心ワークショップ | 地理空間情報システム展<br>—展示とベンダーフォーラム—<br>・関連機関による技術展示<br>・大学等の研究成果展示<br>□学生フォーラム<br>□来場者参加イベント<br>□映画「剱岳点の記」展示 |
| | 午後 | ■応用測量技術研究発表会 | ■English Technical Session | ●基盤地図情報の作成と利用<br>●新たな登記表題部—日本の地籍を語る— | | |
| 6月19日(木) | 午前 | ●ひろがる衛星測位 | | ●本音で語る測量設計者の生きる道 | ■日本写真測量学会年次学術講演会 | |
| | 午後 | ●特別講演「地理空間情報社会の創出と産学官の役割<br>●地理空間情報の利活用と流通 | | ●文化財と測量 | | |
| 6月20日(金) | 午前 | ●作業規程の準則の改定—新公共測量作業規程と地理情報標準— | | ●社会資本のアセットマネジメント<br>●トンネル工事に学ぶ測量技術 | | |
| | 午後 | ●建設施工システムにおけるICT活用<br>●参加型GISの今? | | | | |

●講演，シンポジウム等　■技術発表会

●詳しい情報は　www.jsurvey.jp/geoforum2008.htm

●問い合わせは　地理空間情報フォーラム事務局
社団法人日本測量協会　TEL.03-5684-3356　E-mail geoforum@jsurvey.jp

■主催：(社)日本測量協会，(社)全国測量設計業協会連合会，(中)日本測量機器工業会，(財)日本測量調査技術協会
■後援(予定)：国土交通省，経済産業省
■協賛(予定)：日本土地家屋調査士会連合会，他27の官公庁・公益法人・学会など，出展企業

告知板

# ブロック新人研修修了者

平成19年度近畿・九州・四国ブロック協議会新人研修の修了者は以下のとおりです。

## 近畿ブロック協議会（75名）

### 大阪会（32名）

| | |
|---|---|
| 今西　幹 | 松島　秀訓 |
| 榊原　利雄 | 管　美幸 |
| 佐藤　秀樹 | 伊藤　友輔 |
| 板東　憲司 | 梅本　秀晴 |
| 白石　勇二 | 北﨑　直光 |
| 下農　淳也 | 勝谷　成敦 |
| 服部　泰徳 | 宇都宮元太 |
| 吉岡　誠 | 田中　伸樹 |
| 堀　忠幸 | 小田　靖 |
| 丸山　潤司 | 稲井　和彦 |
| 福本　恒久 | 山本　泰光 |
| 坂田　幸一 | 八幡　憲一 |
| 松村　司 | 後藤　恭平 |
| 江川　秀樹 | 中川　正幸 |
| 前田　悟 | 島田　勝司 |
| 谷原　誠 | 大野いくみ |

### 京都会（12名）

| | |
|---|---|
| 三方　学 | 中川　真一 |
| 一石　和成 | 牛田　真弓 |
| 寺田　岳史 | 上茶谷拓平 |
| 秋田　朋徳 | 築山　正人 |
| 小森　彰 | 酒井　規宏 |
| 西川　亜紀 | 小牧　弘 |

### 兵庫会（16名）

| | |
|---|---|
| 一井　陽介 | 床次　美幸 |
| 橋詰　辰雄 | 荒川　修介 |
| 祇園　健二 | 上田真之介 |
| 藤井　精一 | 田中　明 |
| 岸田　智樹 | 梅田　幸秀 |
| 木田　裕敏 | 丹田　信行 |
| 水口　一郎 | 宮川　王音 |
| 中野　将生 | 管村　謙一 |

### 奈良会（8名）

| | |
|---|---|
| 緒方　潤 | 津田　久士 |
| 麓　昌治 | 冨井　克也 |
| 竹田　年男 | 杉田　育香 |
| 中窪　祥文 | 藤田　利幸 |

### 滋賀会（4名）

| | |
|---|---|
| 近藤　隆史 | 大隅　裕也 |
| 髙田　裕也 | 西崎　彰 |

### 和歌山会（3名）

| | |
|---|---|
| 坂本　守生 | 榎　雅弘 |
| 福本　和哉 | |

（順不同・敬称略）

## 九州ブロック協議会（50名）

### 福岡会（13名）

| | |
|---|---|
| 冨田　浩之 | 石川　歳久 |
| 鬼塚　雅直 | 野田　宏明 |
| 高澤　雄二 | 川口　敏男 |
| 林　英治 | 菊谷　龍 |
| 竹下　佳宏 | 田中　貴之 |
| 原　廣行 | 小柳　旭 |
| 久保　君之 | |

### 佐賀会（3名）

| | |
|---|---|
| 吉田　尚治 | 久米　貴之 |
| 井上　浩 | |

### 長崎会（5名）

| | |
|---|---|
| 宮崎　龍信 | 末永　彰 |
| 田川　康 | 川崎　守 |
| 船津　学 | |

### 大分会（7名）

| | |
|---|---|
| 井上　誠 | 重石　光將 |
| 川合　達也 | 友弘　員弘 |
| 河室　京治 | 廣田　陽祐 |
| 武良　北斗 | |

### 熊本会（10名）

| | |
|---|---|
| 布田　俊 | 松村　充晃 |
| 原田　朋秀 | 水野慎太郎 |
| 松下伸一郎 | 大窪　栄一 |
| 丸山　博之 | 高松　浩司 |
| 端田　俊彦 | 木下　裕郎 |

### 鹿児島会（7名）

| | |
|---|---|
| 下園　浩純 | 池田　拓志 |
| 迫田　圭介 | 林　健太郎 |
| 小牟田秀郎 | 中野　篤 |
| 岩元　成彦 | |

### 宮崎会（4名）

| | |
|---|---|
| 森　透 | 畑中　和彦 |
| 氏益　裕治 | 池田　良一 |

### 沖縄会（1名）

| |
|---|
| 仲井間慎也 |

（順不同・敬称略）

## 四国ブロック協議会（24名）

### 香川会（7名）

| | |
|---|---|
| 冨岡　計孝 | 服部　勲 |
| 松田　直樹 | 松原　秀吉 |
| 宮本　浩志 | 榊　正人 |
| 川田　義行 | |

### 徳島会（6名）

| | |
|---|---|
| 奥谷　直也 | 加古　仁志 |
| 中川　義之 | 披田　準 |
| 舩越由紀子 | 吉田　浩 |

### 高知会（2名）

| | |
|---|---|
| 前田　正利 | 今久保　満 |

### 愛媛会（9名）

| | |
|---|---|
| 松下　勇三 | 浜田　佳紀 |
| 都築　浩平 | 守屋　公平 |
| 宮岡　宏太 | 萬代　毅 |
| 楠　憲一 | 井手　常生 |
| 松岡　徹 | |

（順不同・敬称略）

# LOOK NOW

## 「平成19年度第2回全国ブロック協議会長会同」開催

平成20年3月5日(水)、6日(木)、日調連会議室において、全国8ブロック協議会会長が一堂に会し、平成19年度第2回全国ブロック協議会長会同が開催されました。

平成19年度事業の執行状況の報告が行われた後、平成20年度の事業方針大綱(案)について松岡連合会会長から説明がなされました。引き続き、平成20年度事業計画(案)及び予算(案)、の第65回定時総会に提出予定の会費の改定等の議案について説明が行われ、現下の連合会の取り組みや課題について活発な意見交換がなされました。

**出　席　者：**

**＜各ブロック協議会出席者＞**

関東ブロック協議会　関　延之会長
中部ブロック協議会　斉藤　忠会長
九州ブロック協議会　西　龍一郎会長
北海道ブロック協議会　岡田　恒男会長
近畿ブロック協議会　安井　和男会長
中国ブロック協議会　内木　重治会長
東北ブロック協議会　星　貞行会長
四国ブロック協議会　山本　守副会長
※（岡田潤一郎会長代理）

**＜連合会役員出席者＞**

松岡 直武会長、下川 健策・横山 一夫・大星 正嗣・小林 庄次各副会長、瀬口 潤二専務理事、竹谷 喜文常務理事、関根 一三・大場 英彦・國吉 正和・野地 良宏・藤木 政和各常任理事

## 【速報】理事会・ブロック会長会議開かれる

全国の公嘱協会を取巻く情勢の大きな変化に対応するため、当初予定されていた理事会にあわせ、ブロック会長会議が急遽開催されました。

**＜第5回理事会：2月27日～28日＞**

鈴木会長が冒頭の挨拶において、ブロック会長会議を急遽開催することになった経緯について、今年12月1日より実施される公益法人制度改革を目の前にして、全国の公嘱協会の在りよう、それに伴う全公連の在りようについて、平成20年度の方針を策定する上において、各ブロック協議会の意見の集約、活動の再確認を行いたいとの説明がありました。

当日は、日調連の大星副会長、瀬口専務理事のご臨席を頂き、報告事項及び協議事項に基づき、平成19年度の活動確認並びに平成20年度活動方針案等、慎重な審議を行いました。

**報告事項**

①関東ブロック協議会との打合せについて
②全公連顧問議員への要望事項について
③日調連との打合会について
④業務推進委員会の活動状況について

特に注目すべきは、全公連の活動・組織を根本的に改革する必要があるとの提言書を受け、去年11月29日と本年1月17日に行われた関東ブロック協議会との打合会について、真摯な議論が行われたところです。

**協議事項**

①平成19年度事業経過報告について
②ブロック会長会議の開催について
③関東ブロック協議会からの提言書の取り扱いについて
④公益法人制度改革に伴う移行について
⑤全公連の今後の方向性について
⑥平成20年度事業計画基本方針案について
⑦平成20年度一般会計収支予算案について

以上の協議事項は、項目ごとに協議しても全ての案件が輻輳的に関連し合うことから再検討が必要となる事項も多くなったが、関係理事からの詳細な状況報告、意見開示を求めつつ、非常に活発な協議が行われました。

なお、全体を通して注目すべき項目は、各協会のこれからを踏まえた全公連の在り方を早急に根本的かつ具体的に示していく必要があることについて、出席者全員の認識が一致しました。

また、理事会前日に内閣府公益認定等委員会より提示された「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）（案）」への対応は、先に示された法令とあわせ、全公連において早急な検討が必要であることから、平成20年度の重要課題となることを確認するとともに、臨席された日調連大星副会長に対しては、日調連内部設置のプロジェクトチームでの検討と協力をお願いしました。

**＜ブロック会長会議：2月28日＞**

理事会を受けたブロック会長会議は、8名のブロック会長に加え、全公連理事の出席の下に開催され、ブロック会長会議直前まで行われていた理事会で意見集約された事項の報告と次の検討課題について積極的な討論を行いました。

①報告事項
②全公連組織改革素案の検討
③公益法人制度改革関連三法の施行に伴う対応等について
④平成20年度事業計画骨子案について
⑤各種業務への取組みと組織運営について
⑥意見交換

なお、協議事項の中で特に議論された問題が、全公連組織改革素案と公益法人制度改革関連三法の施行に伴う内容でした。これらの問題について各ブロックの全公連への期待が大きいことは共通しているのですが、方向性については各ブロックの特性による多少の相違があり、各協会の期待に対し限られた資源の中で重厚な対応が求められていることから、全公連の事業計画は、特に公益法人制度改革関連三法の施行策等、重要事項への積極的な対応を行う必要を実感いたしました。

理事会と同様、協議案件は輻輳的に関連があるため、積極的な意見交換が行われましたが、語る語彙は強くても、各協会が持つ将来への熱い思いと真摯な姿を改めて感じることができました。半日という限られた時間での会議とはなりましたが、ブロック会長の全公連の在り方に関する諸意見を直接確認することができ、心の引き締まる思いがいたしました。

## 会務報告～前号以降

12月 4 日　岩渕弁護士打合せ
12月 5 日　古屋圭司政経フォーラム
12月21日　自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟総会
12月21日　年末挨拶
12月25日　法務省と打合会
1月 9 日　新年挨拶
1月10日　全法務省労働組合新春旗開き
1月16日　民主党定期大会
1月17～18日　第6回正副会長会議
1月17日　関東ブロック協議会との打合会
1月17日　新春交礼会
1月21日　独立行政法人都市再生機構と打合会
1月21日　司法書士新年賀詞交歓会
1月24日　全法務省労働組合結成60周年記念祝賀会
1月30日　河村建夫第17回朝食会
2月 7 日　第7回紘友会
2月 8 日　寺澤重三氏の黄綬褒章を祝う会
2月 9 日　赤間護氏旭日双光章受賞記念祝賀会
2月14日　日調連と打合会
2月14～15日　第7回正副会長会議
2月15日　第3回総務・経理・広報担当打合会
2月15日　顧問議員への要望書提出
2月17日　第11回21世紀問題懇話会セミナー
2月22日　日調連と打合会
2月27日　第3回業務・研修担当打合会
2月27～28日　第5回理事会
2月28日　ブロック会長会議
2月28日　全法務省労働組合との打合会

## 今後の会議予定

3月 9 日　馬渕良一氏の黄綬褒章を祝う会
3月17日　第2回業務推進委員会
3月24日　全調政連第8回定期大会
3月24～25日　第8回正副会長会議
4月23～24日　第1回理事会
4月24日　第1回監査会
6月9～10日　第23回定時総会

# ⓘ お 知 ら せ

## 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第5条に規定する法務大臣の認証について

**次の土地家屋調査士会が標記法律に基づき、民間紛争解決手続の業務の認証を受けました。**

○法務省告示第94号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）第5条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第11条第1項の規定に基づき、公示する。

平成20年2月20日　　法務大臣　鳩山邦夫

**認証紛争解決事業者の名称及び住所**

名　　称　愛媛県土地家屋調査士会
住　　所　愛媛県松山市南江戸1丁目4番14号

**認証年月日　　平成20年1月25日**

# 会員の広場を利活用ください

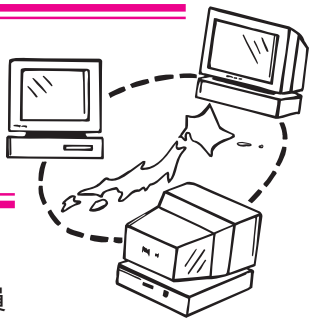

2003年2月17日から土地家屋調査士会員（以下「会員」）限定のホームページ「会員の広場」が再開されており、2008年3月1日現在で、約6800人の会員がID登録をしております。

土地家屋調査士制度改革期にある今では、リアルタイムな情報共有が望まれ、連合会としても、この会員の広場に「連合会の動き」や「制度に関する情報」等を掲載していきたいと考えますので、まだID登録をされていない会員におかれましては、会員の広場へアクセスするためのID等を次の要領で申請いただき、会員の広場を利活用ください。なお、IDの発行には2日～1週間程度かかります。

## 「会員の広場」ID申請方法

### 1

連合会HPのトップページ
（http://www.chosashi.or.jp/）
から**「会員の広場」**をクリック

### 2

**「新規ユーザー登録」**
ボタンをクリック

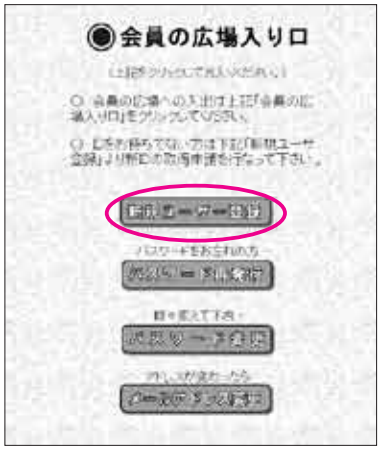


次のページへ

# 3

このまま入力！

- ユーザー名：entry（半角）
- パスワード：chosashi（半角）

を入力して OK をクリック

# 4

**「申込み」**

ボタンをクリック

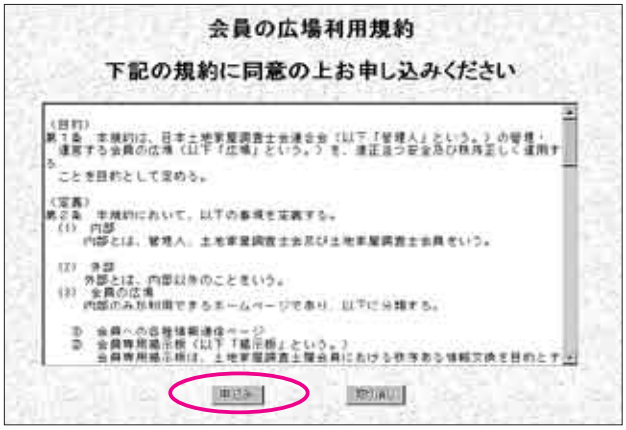


# 5

◎連合会に申請

申請画面に所要事項を記入し、連合会へ申請してください。おって、連合会から ID 等を申請時のメールアドレス宛に送信します。なお、ID 発行には 2 日～ 1 週間程度かかります。

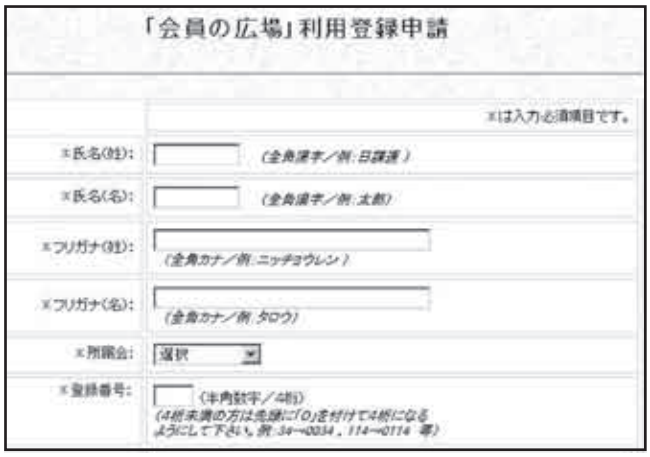

なるほどナットク 国民年金基金 4

# ゆとりある老後のために 自分に合った年金設計が可能です

～老後の安心を約束する、国民年金に上積みする公的な個人年金です～

土地家屋調査士国民年金基金

## あなたに合った年金とは…、5つの型から選択して組合せを

老後の生活には一体いくらお金が必要なのか、ゆとりある生活を送るにはさらにいくら必要なのか、それを考えることから、「ご自分の年金」設計が始まります。

国民年金基金には、終身年金と確定年金（有期年金）を合わせて5つの型が用意されています。終身年金か有期年金か、亡くなった場合に遺族の方への一時金はあるのかどうか、65歳より早くから年金を受けたい等々、どんな年金を受けたいかによって、選択します。あなたに合った年金は…？

＜5つの型の選び方＞

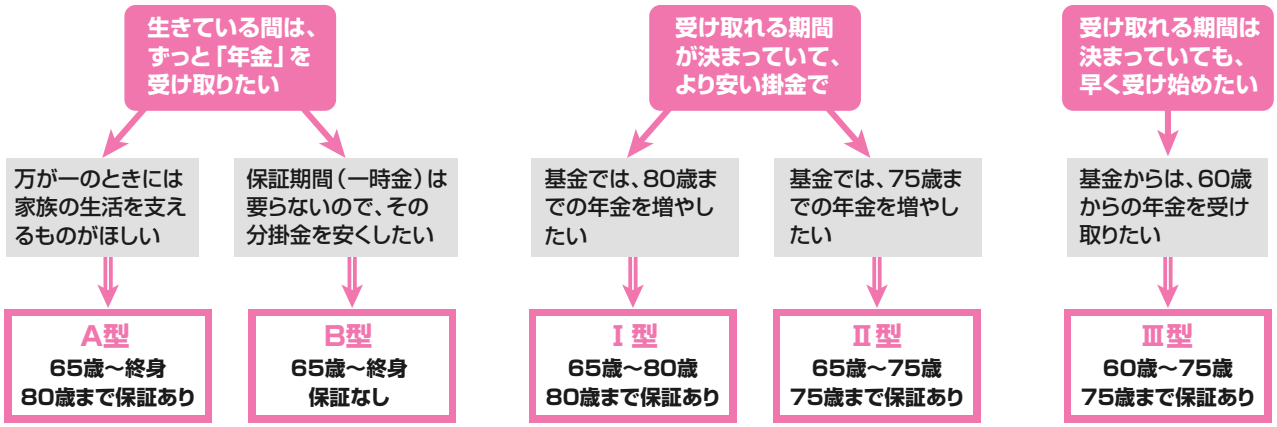


＜5つの給付の型＞

一口目は、必ず「終身年金」A型・B型のどちらかを選びます。

「2口目以降」は、A型、B型、Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型の年金の中から、自分に合った年金を設計していきます。

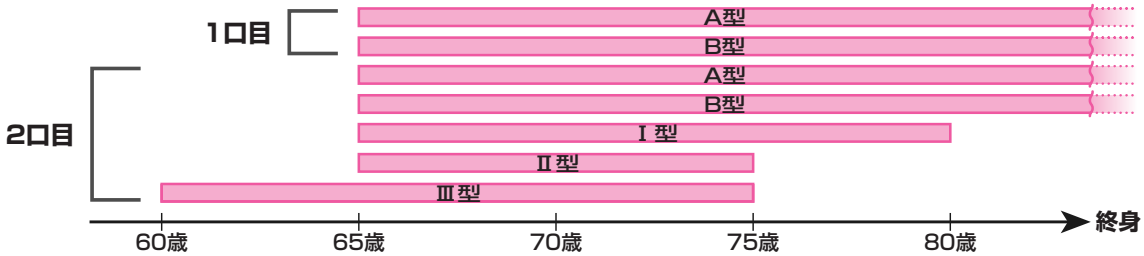


**■保証期間とは**

保証のある型（A・Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ型）の場合、年金受給前に死亡した時は、掛金の納付期間に応じて所定の額が、また、年金を受けている間に亡くなった時には、保証期間内に受け取るはずだった年金の残額が、一時金として遺族に支払われます。ちなみにA型とⅠ型は保証期間が80歳までとなっています。

**■遺族一時金が受けられる遺族とは**

死亡した方と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順で、遺族（一人）の方に一時金が支払われます。遺族一時金は、納めた掛金額を下回ることがあります。

## 自分のニーズに合った年金の組合せ方は？

国民年金基金への加入は、口数（くちすう）制となっています。将来受け取りたい年金額に合わせて希望する口数だけ加入することになります（払込掛金の上限月額は1口目と2口目以降合わせて6万8千円。受け取る年金では、確定年金の年金額は終身年金の年金額を超えることはできません）。

1口目は、年金月額3万円のA型かB型のどちらかを選びます。国民年金本体が一生涯の保障であることから、1口目の年金は終身受けられるA型かB型が基本になります。

2口目以降は、1口の年金月額は1万円です。終身年金のA型・B型に、あらかじめ受け取れる期間が決まっている確定年金Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型の3種類を加えた5つの型から、希望に応じて組み合わせます。

### 最適な年金プラン例

| 加入者一人ひとりが設計します。 | 1口目 | 2口目 | 3口目… |
|---|---|---|---|
| 1 年金月額3万円を終身受け取りたい方は | A型orB型 | | |
| 2 終身年金を受け取りたい（保証期間なし）方は | B型 ＋ | B型 | |
| 3 80歳までの年金を増やしたい方は | A型orB型 ＋ | Ⅰ型 ＋ | Ⅰ型 |
| 4 75歳までの年金を増やしたい方は | A型orB型 ＋ | Ⅱ型 ＋ | Ⅱ型 |
| 5 60歳から年金を受け取りたい方は | A型orB型 ＋ | Ⅲ型 ＋ | Ⅲ型 |

### 国民年金基金Q＆A

**Q 国民年金保険料の未納があると、年金が受けられなくなったり、減額されるそうですが、国民年金基金にも、年金を受けるための要件はありますか？**

**A** 国民年金基金は、国民年金の上積み年金という位置づけなので、国民年金本体の保険料を納めていただくことが必須要件となります。また、国民年金基金で納めた掛金が掛け捨てになることはありませんので、ご安心ください。国民年金を受け取るには原則として最低25年以上の受給資格期間※が必要です。国民年金基金は加入者一人ひとりがご自分で設計する公的な個人年金で、いつから始めても、掛金の納付期間に関わらず（短期間でも）、国民年金に未納がない限り、確実に年金が受けられます。

※厚生年金保険などの加入期間や保険料免除期間も含まれます。60歳到達時点で25年に満たない場合でも、65歳・70歳まで任意加入できる特例があります。


国民年金基金についてのお問い合わせは

**土地家屋調査士国民年金基金**

〒112-0013　東京都文京区音羽1-15-15　シティ音羽2階205号

もっと詳しく知りたいあなたは ▶▶▶ 0120-145-040

ホームページであなたの年金額が試算できます！いますぐアクセス！！ ▶▶▶ HP http://www.chosashi-npf.or.jp/

# 土地境界基本実務Ⅴ
# 「境界鑑定Ⅴ（筆界の特定技法）」
## 発刊のお知らせ

平成18年7月31日刊行　A4判並製カバー装箱入　285頁　会員頒布価格2,000円（税込、送料込）

各　位

土地境界基本実務叢書の続編、第Ⅴ巻「筆界の特定技法」を発刊しましたので、御案内いたします。

日本土地家屋調査士会連合会

### ■ 発刊に際して（抄）■

日本土地家屋調査士会連合会
会長　松　岡　直　武

日本土地家屋調査士会連合会は平成13年に土地境界基本実務叢書の具体的編集作業に着手し、Ⅰ部の境界鑑定（基本実務）を中心とした全4分冊の叢書編集を行い、Ⅱ部には「土地法制」、Ⅲ部には「地租改正報告」、Ⅳ部には「判例・先例要旨」とする図書を平成14年10月に発刊した。以後、連合会はこれらの図書を利用した土地境界基本実務（境界鑑定講座）研修を実施し、併せて各単位会においても継続した会員研修を実施することを要請し、境界の専門家としての専門的知識の習得に努めてきた。

平成16年6月18日には105年ぶりに不動産登記法が全面改正（法律第123号，平成16年6月18日公布，平成17年3月7日施行）され、続けてその直後の平成17年4月13日には法律第29号として「不動産登記法等の一部を改正する法律」が公布されたことにより、筆界特定制度の創設と土地家屋調査士法の一部改正による筆界特定の手続代理関係業務、土地の境界をめぐる民間紛争解決手続代理関係業務等が土地家屋調査士法第3条の業務に新たに加えられるに至った。（中略）

今回発刊する「土地境界基本実務Ⅴ」（筆界の特定技法）は、筆界特定の手続代理関係業務での代理人、筆界調査委員、あるいは民間紛争解決手続代理関係業務での代理人、鑑定人、補佐人、さらには裁判所における鑑定人として、事件をどのように読み取りどう理解するか、当該事件で当事者が求めている主張をどのような資料をもってどう分析し争点の整理をしていくのか、そしてどのような解決に結びつけていくのかなど、「土地境界基本実務Ⅰ」を基本とした筆界の特定技法をさらに深く掘り下げたものとして発刊するものである。

既発刊図書と共に各位の日常業務の一助となれば幸甚である。

# 境界鑑定Ⅴ（筆界の特定技法）主な目次


**第1章　筆界の特定技法**

第１節　筆界の特定技法とは
第２節　筆界の特定技法と必要な諸能力
第３節　「筆界の特定要素」と「筆界の特定技法」のかかわり

**第2章　筆界の特定要素**

第１節　不動産登記法の求める筆界の特定要素とは
第２節　筆界の特定要素から得られる情報

**第3章　特定技法の能力**

第１節　調査技法
第２節　分析技法
第３節　判断技法
第４節　表現技法

**第4章　事例から学ぶ**

鑑定事例から「筆界の特定技法」を見る
鑑定事例１～鑑定事例６



## ■ 土地境界基本実務叢書《既刊》の御案内 ■

□土地境界基本実務Ⅰ　境界鑑定Ⅰ（基本実務）
□土地境界基本実務Ⅱ　境界鑑定Ⅱ（土地法制）
□土地境界基本実務Ⅲ　境界鑑定Ⅲ（地租改正報告）
□土地境界基本実務Ⅳ　境界鑑定Ⅳ（判例・先例要旨）

平成14年10月刊，B5判，4巻1セット，箱入
会員頒布価格8,400円（税込，送料込）

## 書　籍　申　込　書

所属土地家屋調査士会行

※この申込書は所属土地家屋調査士会に提出してください※

| | |
|---|---|
| ① 土地境界基本実務Ⅴ「境界鑑定Ⅴ（筆界の特定技法）」（2,000円・税込、送料込） | 部 |
| ② 既刊４冊セット（8,400円・税込、送料込） | セット |
| 所属会名 | |
| 氏　名 | |
| 送付先 | 〒 |
| ＴＥＬ | |

ご記入いただいたお名前、ご住所等は、ご注文いただいた商品の発送以外の目的には使用いたしません。

# ちょうさし俳壇

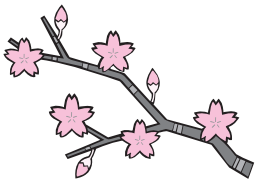

## 第275回

**多麻川　水上陽三**

堅香子に三月の声とどきたる
縒太きものを数ふる牡丹の芽
待ちわびしものの蠢く春の土
鷹鳩と化しなくなりし還付税
多麻川の古歌を思へば蘆の角

### 雑詠　水上陽三選

**茨城　島田操**

春耕や一鍬ごとに陽を掬ふ
父の忌や墓前に酒と草の餅
下宿する孫と名残の春炬燵
雛の夜やカセットで聴く童唄
地境の杭を隠して犬ふぐり

**岐阜　深谷健吾**

まんさくは故郷の花母の花
しだれても大地にふれずしだれ梅
神宿る伊勢の二見の夫婦雛
悪役はいつも父さん福は内
魚は氷に上る諏訪湖と眞青空

**東京　黒沢利久**

白梅の深空龍太の一周忌
流し雛神田川より大川へ
春灯や一書一書の墨の色
書道展出て夕日差す春の池
居酒屋の賑ひに入る春の暮

**愛知　清水正明**

春潮や右に渦巻く大鳴門
竹の秋今も誇りや真田庄
山椒の芽匂ふ貴船や貰ひ風呂
詰襟の襟の堅さや昭和の日
満点星の鈴が鳴るよな尼の声

**福島　加藤捷子**

夫の背へ一握の豆鬼やらひ
通ひ路や雪載せて立つ六地蔵
雪解水足を洗ひて流れけり
雪晴れや小鳥啄むつぶらな実
久方に薄氷を見るにわたずみ

**岐阜　堀越貞有**

斥候もしんがりもゐて鴨の陣
お揃ひの野良着の干され冬うらら
霾るやモンゴル力士の技の冴え
真夜中にひとり善がりの浮かれ猫
さざなみに彩りかさね四温光

**埼玉　井上晃一**

啓蟄や農具は未だ納屋にあり
春一番校舎を包む土ぼこり

### 今月の作品から

**島田　操**

春耕や一鍬ごとに陽を掬ふ

一毛作田の土を鋤き起こして柔らかくするのが、春耕の本義だが、ここでの春耕はもっと広範囲な耕を想定しても良いであろう。一鍬ごとに陽を掬うという表現によって、柔らかい春の陽射しのあり様が余すところ無く現されている。

**深谷健吾**

まんさくは故郷の花母の花

臘梅の花が終わる頃、山茱萸の花と共に黄色の花を咲かせるのがまんさくである。まんさくは、花びらも蕚も葉もすべて四という特徴のある花である。作者の故郷に忘れられない花として印象深いのであろう。また、故郷と言えば母郷でありイメージは母へ連なるのである。

**黒沢利久**

白梅の深空龍太の一周忌

飯田龍太氏は昨年の二月二十五日八十六歳でこの世を去った。

一九九二年父蛇笏から継承した俳誌『雲母』を九〇〇号で閉刊するにあたり、「会の規模が大きくなりすぎ、自分が高齢になったこともあって、思うような選ができなくなった。これは作者に対する不誠実にあたる」と、同人への手紙に記したと聞く。七十一歳の時であった。厳しく自分を律し続けた俳人の面目躍如たるものがある。

寒気去りやらぬ凛々たる白梅の空に個人を偲んでの作。

**清水正明**

春潮や右に渦巻く大鳴門

左右どちらに渦巻くのか見逃してしまうが観察の目が鋭い。

お知らせ

# 新・土地家屋調査士会館竣工

日本土地家屋調査士会連合会・事務局の引越しが
平成 20 年 4 月 26 日(土)に決定

**新事務局での執務開始は、4 月 28 日(月)から**

JR 水道橋駅より徒歩 3 分
三田線水道橋駅（A2 出口）より徒歩 4 分

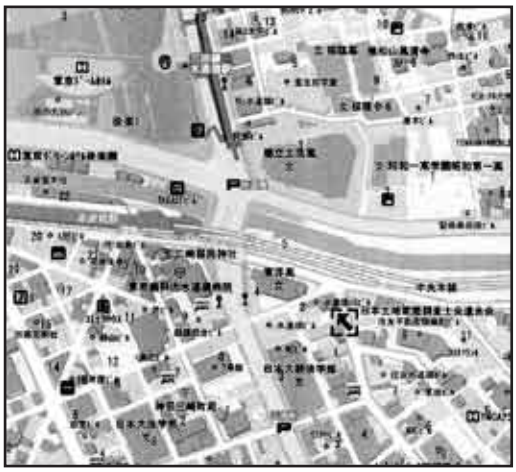

【新住所】

郵便番号：101-0061
東京都千代田区三崎町一丁目2番10号
土地家屋調査士会館　4 階～ 6 階
（受付窓口：5 階）

電話番号：03(3292)0050
F　A　X：03(3292)0059

ご注意：局番が変わりますので、ご登録の変更をお願いします。

## 編集後記

働きアリの 2 割は働いてはいない。働きアリの 8 割を集めて観察してみるとその内の 2 割は働かなくなったとか。逆に働かない 2 割を集めた結果は、全体の 8 割が働き出したとか。世の中の仕組みそのものがそうなっているのでしょうか？

第 3 回特別研修の考査が終了しました。参加されました皆様、また、御協力頂いた関係者各位、お疲れ様でした。紙面をお借りして篤く御礼申し上げます。高知会における研修者は 15 名で平均年齢 53.6歳。平均業務歴 20.9カ月でありました。合否は受講者の方にとっては気になるところですが、全体として新たな制度に取り組む士業の職能向上といった観点で捉えると非常に意味があり、取り組む姿勢そのものが最も大切な事なのではないかと考えます。結果だけが全てではなく、プロセスも重要なのです。

2 月 12 日公告「2 週間の業務停止」受託した事件の不完全履行等／2 月 18 日公告「戒告」本人確認義務及び登記申請意思確認義務違反／2 月 20 日公告「1 か月の業務停止」他人による業務の取扱い／2 月 22 日公告「1 年の業務停止」業務外行為／2 月 27 日公告「2 年間の業務停止」他人による業務の取扱い／2 月 28 日公告「戒告」境界標の無断設置等…と週にひとりは何らかの懲戒処分を受けている実態もある。しかし、他人事では済まされない。

日曜日に携帯電話が鳴る。「現場の杭打ち作業を行っていたら貴方の分筆図面どおりの位置に落ちない（ポイントが）」と現場監督から早急に現場に来るよう催促される。「えっ！？」喉に痰が詰まるような違和感。急に悪寒が走る。一旦は事務所に寄り資料を持って現場に到着。ひたすら低姿勢（ってか、毎度の光景ではあるが）。器械点、後視点とも自分が作った基準点である。据えつけられた器械を作業員が覗き込みながら、私に不備の顛末を怒りとともに述べる。冷静には聴けない。器械を覗き後視点で零セットし、分筆点に振る。確かに違う。汗が浮ぶ。後視点が動いてないか確認する。擁壁上に打たれた金属鋲は堅固であった。刻一刻と追い詰められる。再度器械点を確認。…間違いない。汗が流れる。どこに逃げようか、逃げられない。器械は大丈夫かと気泡を確認する。整準は大丈夫だ。身震い。寒い。さむい。次に致心を確認…鋲にすわっていない？鋲はどこだ？…致心と整準を繰り返して据え直す。再度後視を視準し、零セットする作業過程においても横で作業員のオヤジさんの口は止まらない。分筆点を落とす。分筆図面どおりだ。深呼吸。悪寒の次は体が心底火照る。“この呆け！”と思うが「脅かさないでよ」と 100万ドルの安堵の笑み浮かべ致心の据えつけの重要性を説く。態度を一変した現場監督からは「休みの日にすまないね」と労いの声をかけられ、貴重な安息の日が潰れた。

2 割の 1 匹になりたい。しかし、2 割ですら全体としたらその 8 割が働き出す寓話を何の教訓とすべきか。

広報部次長　川本　達夫

お詫び

本誌 3 月号（No.614）において、以下の誤りがありました。ここに深くお詫び申し上げますとともに、下記訂正方お願いいたします。

記

| | （誤） | | （正） |
|---|---|---|---|
| 27頁 左段下から 17行目及び 15行目 | 寺澤　繁三 | → | 寺澤　重三 |


土地家屋調査士

毎月 1 回 15 日発行
定価　1 部　100 円
1 年分　1,200 円
送料（1 年分）　1,008 円
（土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収）

発行者　会長　松岡　直武
発行所　日本土地家屋調査士会連合会©
〒112-0013 東京都文京区音羽1-15-15 シティ音羽2F 204号
電話：03-3942-0050　FAX：03-3942-0197
URL：http://www.chosashi.or.jp　E-mail：rengokai@chosashi.or.jp
印刷所　十一房印刷工業株式会社

# 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局

平成 18 年 1 月から土地家屋調査士の電子認証カード（IC カード）を発行していますが、多くの会員から本 IC カード及び関連する事項に係る質問や照会を受けたことから、本稿にて Q & A 形式で説明します。

**Q1.** 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局（以下「日調連認証局」）が発行する IC カード（以下「電子証明書」をなぜ取得する必要性があるの？

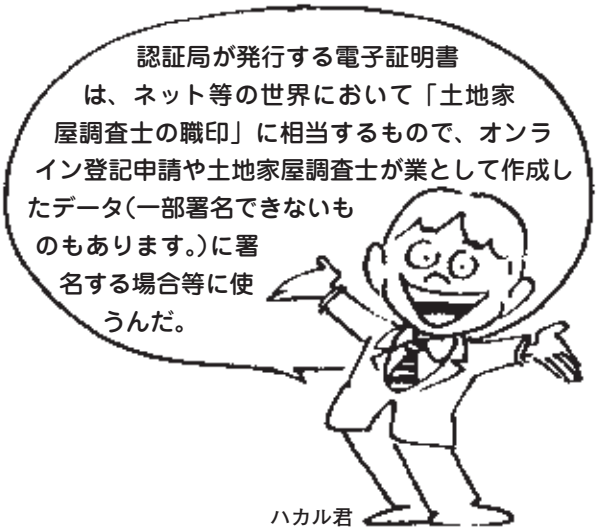


**Q2.** どうすれば IC カードを取得できるの？

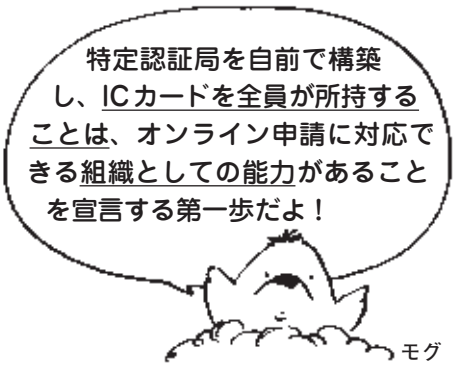


**【新不動産登記法が要求している 3 本柱】**

新不登法は、以下の 3 点を土地家屋調査士に問いかけていると言えます。

1) オンライン申請に対応できる能力を保持しているか？
2) 他省庁と共に地図整備やその維持管理に民間人として協力する意思と能力を充足しているか？
3) 専門家として蓄積した知識や能力を、紛争の解決に役立てる能力を評価できる仕組みを備えているか？

## 土地家屋調査士電子証明書の発行等に係る手続について

日本土地家屋調査士会連合会特定認証局では、平成 18 年 1 月から土地家屋調査士電子証明書（IC カード）の発行作業を行っており、これまでの運用において、会員の皆様から頂戴した照会・質問等を取り纏めたうえで、同証明書の発行に係る会員の皆様への補足説明等を下記①～③に記載しますのでご参照ください。

### ① IC カードの申込時

電子証明書の発行は次の 2 通りの方法で行っております。

【通常発行】

オンライン指定庁の指定日順に対象支部の会員に対し月 800 枚を目安に連合会から申込書を送付しております。

なお、連合会が申込書を送付するフェーズから、会員の皆様が証明書を取得するまでの流れについては、「電子証明書を取得するまでの流れ（ii ページ）」を参照ください。

【希望者枠発行】

詳細は、「土地家屋調査士電子証明書の希望者配布について（iii ページ）」を参照ください。

### ② IC カードを受領した場合

上記①により会員の皆様が IC カードを受領された場合、その郵便物（IC カード一式）の説明については、「土地家屋調査士電子証明書の同封物について（iii ページ）」を参照ください。

また、同 IC カードを使用してオンライン登記申請を行う場合の事前準備等の説明については、「オンライン登記申請を実施するまでの準備について（iv ページ）」を参照ください。

### ③ IC カードを再発行する場合

一度取得した IC カードを、調査士登録事項変更や、IC カードの紛失等により失効した場合の再発行の仕様・手順等については、「土地家屋調査士電子証明書の再発行に係る案内について（iv ページ）」を参照ください。

## 電子証明書を取得するまでの流れ

会員における電子証明書利用申込から IC カード等発行までの流れは、下記の (1) ～ (7) のとおりです。

ただし、下記流れは認証局運用開始後第 1 回目に発行するときのものです。　　（平成 18 年 1 月現在）

**電子証明書を取得するまでの流れ**

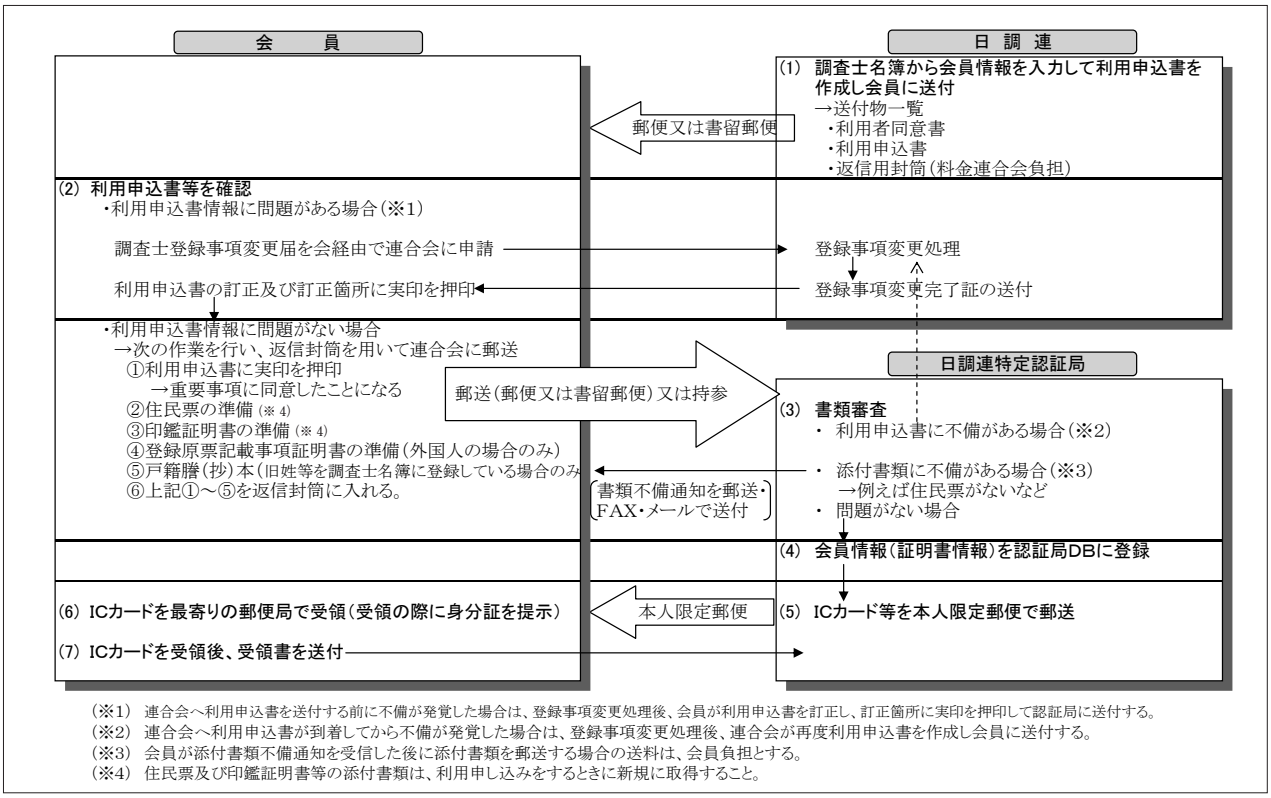


（※1） 連合会へ利用申込書を送付する前に不備が発覚した場合は、登録事項変更処理後、会員が利用申込書を訂正し、訂正箇所に実印を押印して認証局に送付する。
（※2） 連合会へ利用申込書が到着してから不備が発覚した場合は、登録事項変更処理後、連合会が再度利用申込書を作成し会員に送付する。
（※3） 会員が添付書類不備通知を受信した後に添付書類を郵送する場合の送料は、会員負担とする。
（※4） 住民票及び印鑑証明書等の添付書類は、利用申し込みをするときに新規に取得すること。

## 土地家屋調査士電子証明書の希望者配布について

当連合会では、オンライン登記申請時の土地家屋調査士資格の証明に必要な「電子証明書」の発行を平成18年1月から開始しています。

同電子証明書の発行計画は、不動産登記オンライン申請システム導入庁の指定日順に、その登記所の対象支部毎に毎月800名ずつ定期発行するとともに、毎月200名ずつの希望者発行枠を設け、計1,000枚ずつ発行しています。

不動産登記オンライン申請システム導入予定庁に関しては、「不動産登記オンライン申請システム導入予定庁一覧」（http://www.chosashi.or.jp/repository/07wants/lists.xls）をご参照ください。また、希望者枠発行については、下記の要領により連合会までお申し込みください。

なお、市町村合併により土地家屋調査士名簿の住所・所在地に変更が生じる会員については、速やかに調査士会の方でとりまとめのうえ、連合会へ事項変更の申請を並行して行っております。よって、当該会員への利用申込書の発送は、同事項変更完了後となりますのでこの旨ご了承ください。

記

**【希望者枠発行の申込方法】**

**任意の様式に、「土地家屋調査士電子証明書発行希望」の旨と以下の項目を記入の上、メール（ca-info@chosashi.jp）、FAX（03-3942-0197）及び郵送（〒112-0013　東京都文京区音羽1-15-15 シティ音羽2階204号 日本土地家屋調査士会連合会 特定認証局運営室　行）にてお申し込みください。**

**○　所属会名　○　所属支部名　○　登録番号（半角）　○　氏名**
**○　事務所所在地（郵便番号も記入）　○　Mail（半角）　○　Tel（半角）**

**全国のどなたでも、直ちに申込み可！まず、ＩＣカードを取得することから始まるオンライン**

**《この文書はICカードのお申し込み後にご覧ください。》**

## 土地家屋調査士電子証明書の同封物について

会員の皆様が受領されるICカードは、下図①～④のような一式となっておりますので、各項目について説明いたします。

①下記②～④が入っている封筒

② ICカード受領書

次の作業を行ってから、下記③の封筒に入れて連合会へ送付ください。

- **自署（氏名）**
- **実印を押印**
- **ICカードの券面に記入されている登録番号を記入（最初の000は省略）**

③受領書返送用封筒

④PIN封筒

ICカードのPINコード（パスワード）が記載されている封筒です。この**PINコードはICカードにて署名する際に必要なものですので大切に保管ください。また、PINコードを15回以上ミス（入力等）するとICカードが使えなくなりますのでご注意ください。**

（この場合は、そのICカードを失効して新規ICカードを再発行する手続きとなります。）

## オンライン登記申請を実施するまでの準備について

今、日本土地家屋調査士会連合会認証局サービス（調査士電子証明書）は、全国の会員が等しく利用していただけるよう、着々とカード発行手続を進めております。

会員の皆様が調査士電子証明書を受領されてから、オンライン登記申請を行うための準備事項として、下記のとおりお知らせします。

記

### 1．オンライン登記申請マニュアル CD の準備

オンライン登記申請を行うための準備からオンライン登記申請の方法までを説明したマニュアルです（平成 18 年 3 月下旬に各会に会員数分を送付済）。オンライン登記申請に必要な各種ソフト・ドライバ等も収録していますが、平成 18 年 1 月版ですので、法務省 HP 及び日調連 HP 等で最新のものをダウンロードすることを奨励します。

### 2．ＩＣカード R/W（カード読取リーダー）の準備

「http://www.chosashi.or.jp/repository/03ICcard/ICcard.htm」を参考に、適切な IC カード R/W をご準備ください。

### 3．オンライン登記申請に必要な各種ソフト及びドライバ等のインストール・設定

オンライン登記申請マニュアル CD にも収録していますが、同 CD は平成 18 年 1 月版ですので、法務省 HP（http://shinsei.moj.go.jp/usage/zyunbi.html）及び日調連 HP（http://www.chosashi.or.jp/repository/）等で最新のものをダウンロードして設定等ください。なお、設定・準備については、同 CD の 1「準備編」を参考にしてください。

## 土地家屋調査士電子証明書の再発行に係る案内について（お願い）

平成 18 年 1 月から土地家屋調査士電子証明書（以下「証明書」という。）の発行を開始し、平成 19 年 11 月末日現在で 7,018 枚の証明書を全国の会員へ発行しているところであります。

ところで、同証明書の発行については、特定認証局に係る特別会費を毎月 1,000 円ずつ全会員に負担いただいていることから、各会員に対する 1 回目の発行は無料で行っています。しかし、土地家屋調査士名簿の事項変更等により、証明書を失効した場合の当該会員への 2 回目の発行については、1 証明書当たり下記「証明書発行費用の支払い方法の 1」の費用負担をいただくこととしております（日調連特定認証局 HP（http://www.chosashi.or.jp/repository/n_kisoku.pdf）に掲載の「日調連特定認証局規則」を参照）。

なお、その際の費用の支払い方法は下記「証明書発行費用の支払い方法」のとおりです。

さらに、証明書発行については、平成 17 年度第 62 回連合会定時総会において「改正不動産登記法の立法の趣旨を受け、全会員で土地家屋調査士制度を維持、発展していくことを目的に、証明書を全会員配布とする。」ことが決議されておりますので、この趣旨のご理解のもと会員への案内方よろしくお願いします。

### 証明書発行費用の支払い方法

**1　振込金額（証明書１枚当たり）**

・H18.1 月～ H23.12 月　：　5,000 円（税込）
・H24.1 月以降　：10,000 円（税込）

**2　振込先等の情報**

・金融機関名　：みずほ銀行
・支店名名　：江戸川橋支店
・振込先名義　：日本土地家屋調査士会連合会
　会長　松岡直武
・口座　：普通
・口座番号　：1018169
・振込者名　：口座名義ではなく下記（※）の数字７桁を入力
（※）会番号２桁（※）＋登録番号５桁（例：東京会の１番の場合、0100001）なお、会番号は、別添「会番号一覧表」を参照

**3　証明書発行費用の支払い方法**

上記1の金額を上記2の要領で振込み、その振込み用紙及び領収書等の控のコピーを利用申込書の送付時に同封する。

【会番号一覧表】

| 会名 | 会番号 | 会名 | 会番号 | 会名 | 会番号 |
|---|---|---|---|---|---|
| 東京 | 1 | 愛知 | 18 | 宮崎 | 35 |
| 神奈川 | 2 | 三重 | 19 | 沖縄 | 36 |
| 埼玉 | 3 | 岐阜 | 20 | 宮城 | 37 |
| 千葉 | 4 | 福井 | 21 | 福島 | 38 |
| 茨城 | 5 | 石川 | 22 | 山形 | 39 |
| 栃木 | 6 | 富山 | 23 | 岩手 | 40 |
| 群馬 | 7 | 広島 | 24 | 秋田 | 41 |
| 静岡 | 8 | 山口 | 25 | 青森 | 42 |
| 山梨 | 9 | 岡山 | 26 | 札幌 | 43 |
| 長野 | 10 | 鳥取 | 27 | 函館 | 44 |
| 新潟 | 11 | 島根 | 28 | 旭川 | 45 |
| 大阪 | 12 | 福岡 | 29 | 釧路 | 46 |
| 京都 | 13 | 佐賀 | 30 | 香川 | 47 |
| 兵庫 | 14 | 長崎 | 31 | 徳島 | 48 |
| 奈良 | 15 | 大分 | 32 | 高知 | 49 |
| 滋賀 | 16 | 熊本 | 33 | 愛媛 | 50 |
| 和歌山 | 17 | 鹿児島 | 34 | | |